

大切な 『あなた』 のいのちを 支えたい

～第2期大野城市いのちを支える自殺対策計画～

令和6年2月

大野城市

はじめに

私たち一人ひとりの「いのち」は、最も尊ばれるべき、かけがえのないものです。そして、一人ひとりの大切な「いのち」が、誰からも脅かされることがないように、誰もが自殺に追い込まれることがないように、互いに支えあうことが重要です。

全国の自殺者数は、年間3万人を超える高い水準から2万人台へと減少はしたものの、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等も要因となり、再び増加傾向となっています。最近では特に、女性や子ども・若者の自殺者数が増加し、かけがえのない一人ひとりの「いのち」を守るための対策の強化が求められています。

本市では、平成31年2月に「大野城市いのちを支える自殺対策計画」（第1期計画）を策定し、生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進してきました。また、毎年度、各担当部局の進捗状況を振り返り、必要な事業内容の修正を図った上で、対策を進めてまいりました。

第1期計画は平成31年度から令和5年度までの5年間を計画期間としており、この度、昨今の様々な情勢の変化に合わせ、今後5年間の本市の自殺対策の礎となる本計画を策定いたしました。

「大切な『あなた』のいのちを支えたい～第2期大野城市いのちを支える自殺対策計画～」では、第1期計画における取組に加え、新たに、女性、子ども・若者、就労者への対策を重点施策として掲げ、各種事業を実施してまいります。

また、第1期計画に引き続き、生活困窮、病気や介護疲れ、いじめや孤独・孤立など、生きる意欲を阻害する要因を取り除くための相談体制などの充実を図るとともに、生きる意欲の向上につなげるための様々な取組を行ってまいります。

今の社会において、生きることの阻害要因は、多様で、また、身近に存在しています。自殺に追い込まれる背景、その入り組んだ要因となるものは、当然ながら一人ひとり異なります。だからこそ、私たちのすぐそばで、誰にでも起こりうる身近な問題であると言えます。

本計画の名称には、＜大切な『あなた』のいのちを支えたい＞というメインメッセージを添えました。ここには、『あなた』自身を支えたいという思い、そして、市民お一人おひとりが身近な誰かに、『あなた』を支えたいというメッセージを伝えていただきたい、という願いを込めています。

かけがえのない一人ひとりの「いのち」を支えるために、それぞれの立場で何ができるのかを考え、行動することで、誰もが安心して暮らすことができる「誰も自殺に追い込まれることのない大野城市」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見、ご提案を頂きました大野城市健康づくり推進協議会の皆様をはじめ、ご協力をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。



令和6年2月 大野城市長

井本宗司

目 次

第1章 計画の概要	1
1 趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	3
4 本計画の目指すもの.....	4
第2章 本市における自殺の現状・課題・今後の方向性	5
1 本市における自殺の現状.....	5
2 本市の主な自殺の特徴.....	10
3 第1期計画の振り返りと本市で取り組む施策.....	14
第3章 基本施策（全国的に実施されることが望ましい施策）	18
1 市民への啓発と周知 ～市民みんなの「知る」を育む～.....	18
2 自殺対策を支える人材の育成 ～市民みんなの「気づき」を育む～....	19
3 自殺未遂者等への支援の充実 ～市民みんなの「つながり」を育む～..	20
4 自死遺族等への支援の充実.....	21
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ～子どもたちの「自尊心」を育む～	22
6 地域におけるネットワークの強化 ～市民を支える「和」を築く～....	22
第4章 重点施策（基本施策に付加する施策）	24
1 高齢者.....	24
2 生活困窮者.....	25
3 子ども・若者.....	26
4 無職者・失業者（主に就労可能世代）	28
5 勤務・経営.....	29
6 女性.....	30

第5章 本市の自殺対策の推進体制	32
1 計画の周知.....	32
2 推進体制.....	32
3 計画の進捗管理.....	32
4 計画の評価.....	33

【参考資料】

資料1 関連事業一覧.....	35
-----------------	----

第1章 計画の概要

1 趣旨

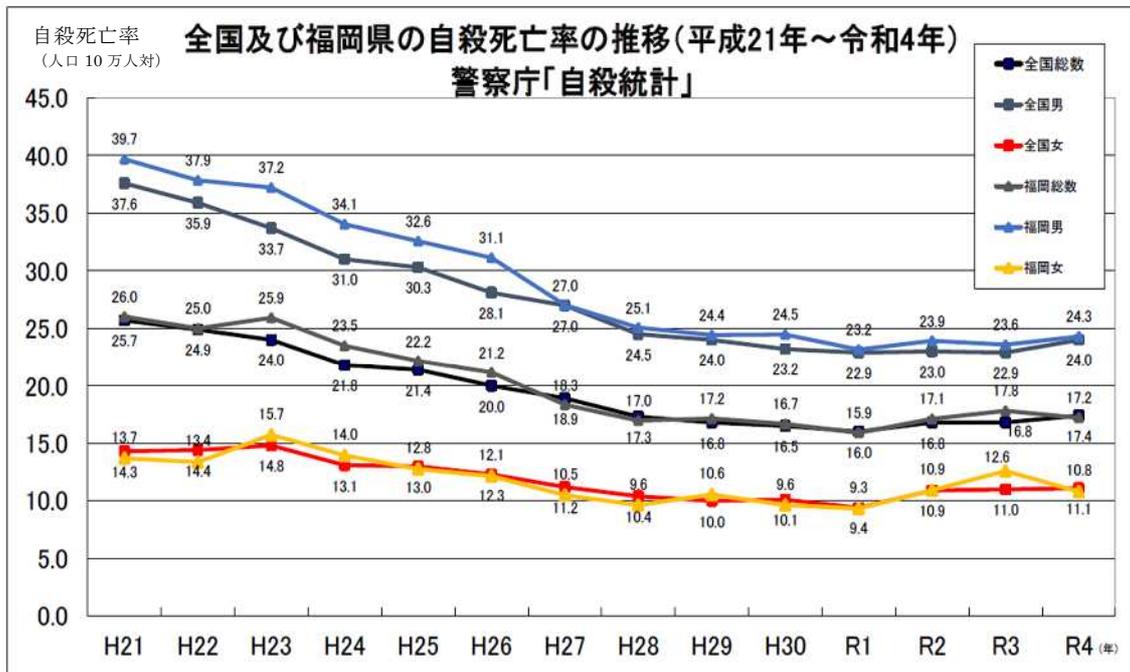
平成18年10月の自殺対策基本法（以下「基本法」という。）の施行とともに、「個人の問題」と考えられがちであった自殺が、「社会の問題」と深く関わっていることが認識されるようになり、以降、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されてきました。基本法の施行から10年の節目に当たる平成28年には、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するための基本法の改正がなされ、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として、地域間の格差なく誰も必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県、市町村における地域自殺対策計画を策定することとされ、本市においても平成31年2月に「大野城市いのちを支える自殺対策計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、自殺対策を推進してきたところです。

基本法の施行以降、年間3万人台であった国内の自殺者数は2万人台にまで減少し、令和元年までは減少傾向が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等による状況の変化が生じたことも要因となり、令和2年の自殺者数は全国、福岡県ともに増加に転じています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめ・孤独・孤立など、日常生活における生きづらさを招く要因、すなわち「生きることの阻害要因」が原因とされています。

自殺対策ではそういった社会における「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力などといった、生きる力を生み出す要因、すなわち「生きることの促進要因」を増やすことにより、社会全体の自殺のリスクを低下させることが重要です。

本市の自殺対策においても、全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って暮らせるように、「生きることの阻害要因」をみんなのできる限り減らし、「生きることの促進要因」をみんなで育むことができる環境づくりに取り組むことが重要であると考えます。



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（令和4年）」

今回策定した「第2期大野城市いのちを支える自殺対策計画」（以下「本計画」という。）では、本計画の意図を示す、全ての市民の皆さんへのメッセージとして「大切な『あなた』のいのちを支えたい」というメインテーマを設けました。

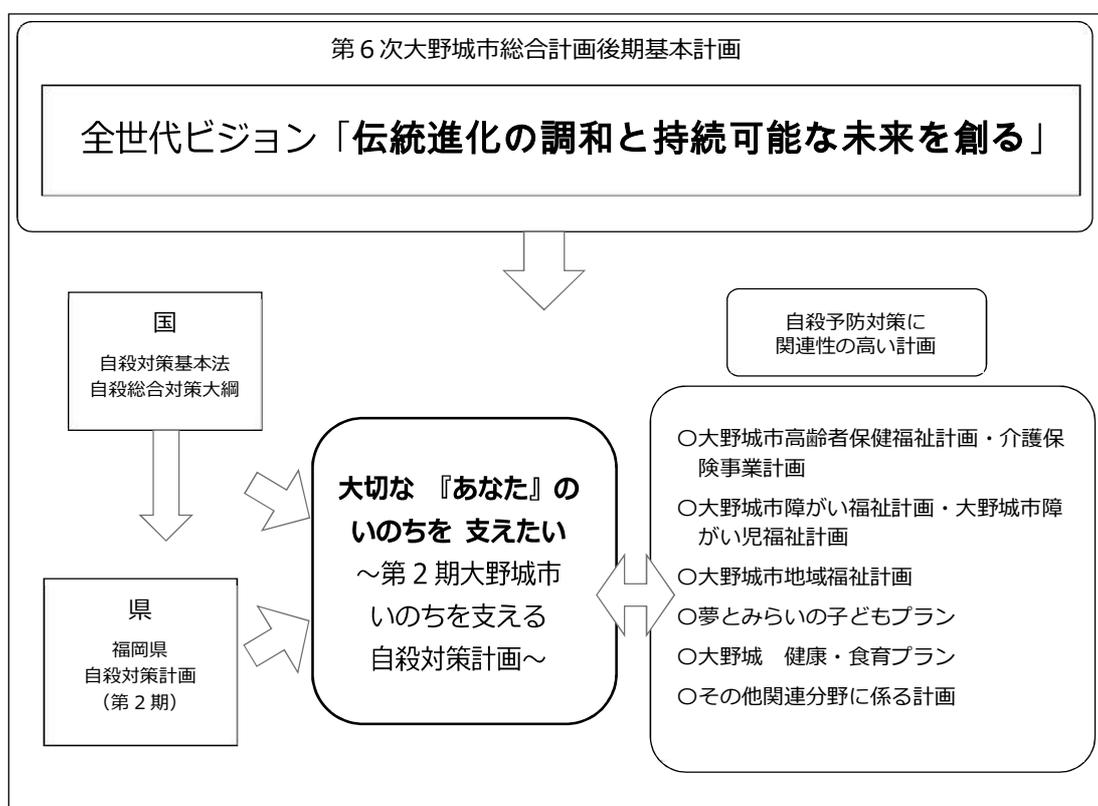
「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を考えるに当たっては、まず、かけがえのない一人のいのちをどのように支えることができるか、そのために私たちに何ができるのかを、それぞれの立場からみんなで考え、実践していくことが重要です。

自殺を考えるほど追いつめられている人の何かしらのサインに気づき、何かしらの手段でその人を支えることができる地域をつくるため、様々な分野にまたがる各施策を自殺対策の視点でつなぎ合わせ、行政・関係機関・関係団体等が連携して、分野横断的かつ整合性を持って推進することとします。

2 計画の位置付け

本計画は、平成28年の基本法改正を受け、全ての市町村に策定が義務付けられた計画であり、第1期計画と同様に、国の自殺総合対策大綱と福岡県自殺対策計画を踏まえた上で、本市の自殺対策としてまとめたものです。

また、本計画を第6次大野城市総合計画後期基本計画の全世代ビジョン「伝統進化の調和と持続可能な未来を創る」の実現のために、ライフステージのビジョンとの整合を図り、他の関連する施策や個別計画と歩調を合わせて策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、取組の進捗状況や国の施策の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 本計画の目指すもの

本市の自殺死亡率は、直近5年平均を見ると全国・福岡県の平均と比べ低く、減少傾向となっていました。最新数値である令和4年の自殺死亡率（参考値）では増加の傾向が見られます。

自殺死亡率 ^{※1} (人口10万人対)	直近5年平均 (平成29年～令和3年)	参考値	
		令和4年	5年間の自殺者実数平均値 (平成30年～令和4年)
国	16.3	17.3	—
福岡県	17.0	17.4	—
大野城市	11.1 ^{※2}	15.7	11.4 ^{※3}

先述のとおり「生きることの阻害要因」は多岐にわたり、またそれぞれの自殺の原因は、その阻害要因が複雑に絡み合ったものであると思われます。さらには、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会状況や経済状況の急激な変化のように、意図せず急速に自殺に追い込まれる状況となってしまう可能性は、誰しも考えられます。

私たちを取り巻く不安定な社会状況の中、日常生活の様々な場面で、「生きることの阻害要因」を少しでも減らし、「生きることの促進要因」を育む施策を実行することで、「誰も自殺に追い込まれることのない大野城市」をつくるのが、本計画の目指すもの、本市の自殺対策が描く理想の姿です。

最終的に誰も自殺に追い込まれることのない都市の実現を目指し、そのために一人でも自殺者数を少なくするという観点から、本計画における数値上の目標としては、5年平均自殺死亡率現状値（11.1）から1以上の減となる10.0以下とします。

大野城市	現状値 (平成29年～令和3年の平均値)	目標値 (令和6年～令和10年の平均値)
自殺死亡率 (人口10万人対)	11.1	10.0以下

- ※1 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺による死亡者数のこと。
(自殺死亡率＝地域の自殺者数／人口×100,000)
- ※2 大野城市の直近5年平均の自殺死亡率は、JSCP「地域自殺実態プロファイル(2022)」を参照。このプロファイルには、平成29年から令和3年までのデータを集計、分析した結果が掲載されている。
- ※3 自殺者実数の5年平均値（最新）。人口10万人対自殺死亡者数ではない。

第2章 本市における自殺の現状・課題・今後の方向性

1 本市における自殺の現状

ア 自殺者数・自殺死亡率

厚生労働省の地域における自殺の基礎資料と自殺対策に関する国の指定調査研究等法人である一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（以下「JSCP」という。）の地域自殺実態プロファイルによると、本市の自殺者数は、減少傾向にありましたが、令和4年については、全国・福岡県・筑紫地区と同様に増加傾向となっています。（表1）

また、人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率は、全国、福岡県と比べ、やや低い傾向にあります。（図1）

表1 自殺者数の年次推移（単位：人）

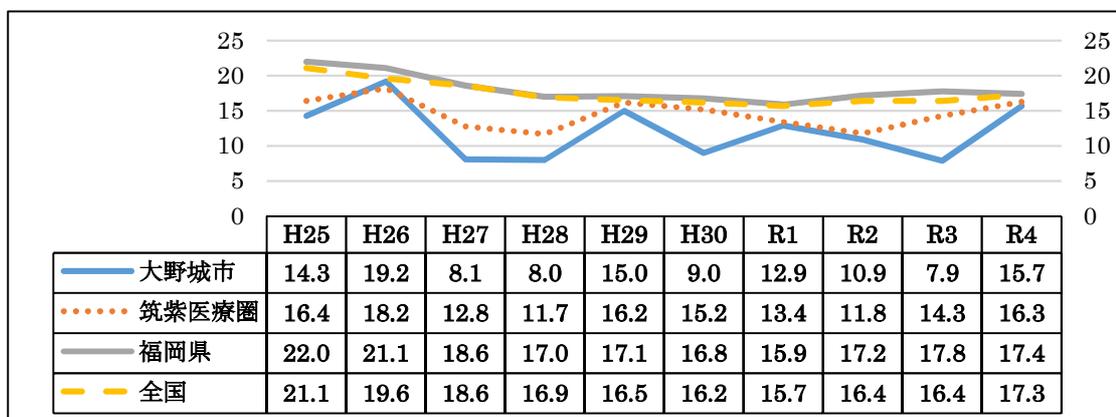
	H29	H30	R1	R2	R3	R4
大野城市総数	15	9	13	11	8	16
筑紫医療圏※4総数	71	67	59	52	63	72
福岡県総数	877	861	816	884	914	890
全国	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723

	目標値	H25～29	H26～30	H27～R1	H28～R2	H29～R3
自殺死亡率 (人口10万人対)	7.0	12.9	11.8	10.6	11.1	11.1

出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル（2019～2022）」
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（令和4年）」

※4 筑紫医療圏：医療計画上の区域であり、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市で構成される。（出典：福岡県保健医療計画）

図1 人口10万人当たりの自殺死亡率の推移（単位：人）

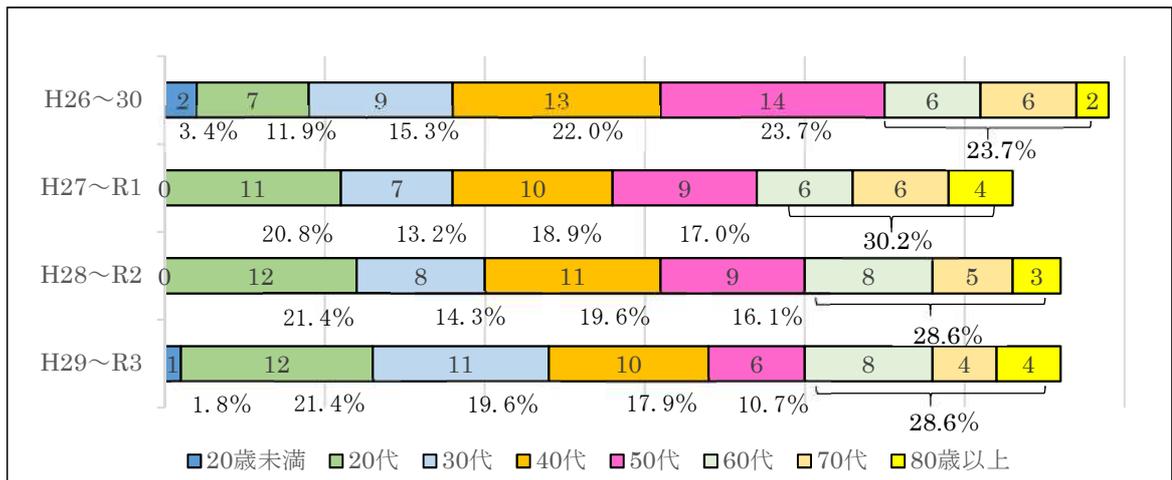


出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル（2019～2022）」
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（令和4年）」

イ 自殺者数の年齢階層別の状況

平成 29 年から令和 3 年の合計では、自殺者数が多い順に 60 代以上が 28.6% (16 人)、20 代が 21.4% (12 人)、30 代が 19.6% (11 人)、40 代が 17.9% (10 人) となっています。(図 2)

図 2 年齢階層別自殺者数割合

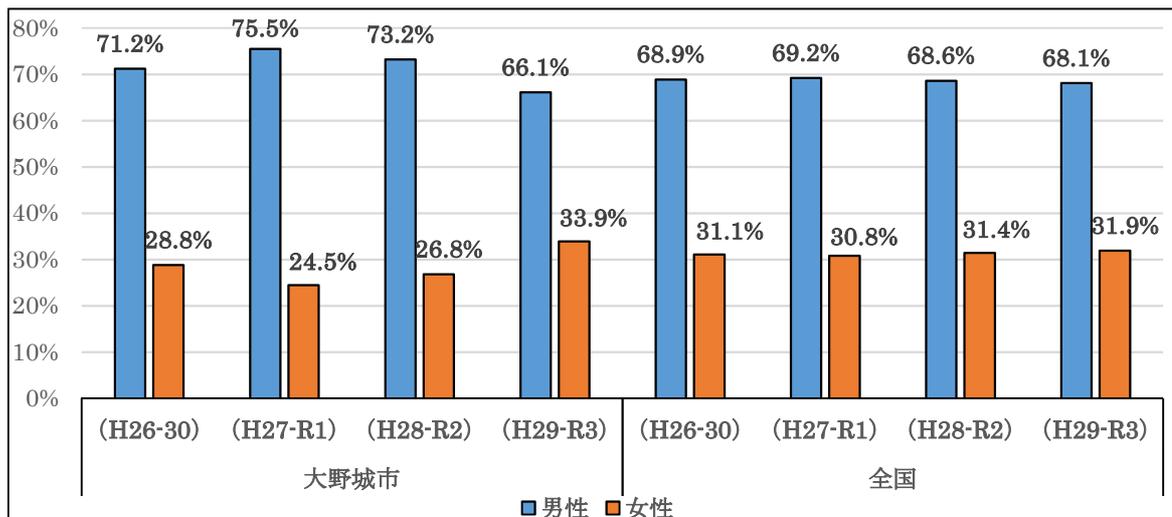


出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル（2019～2022）」
※各年次確定値の合計

ウ 性別の特徴

本市における自殺者数の性別割合は平成 29 年から令和 3 年の合計で、男性が 37 人で 66.1%、女性が 19 人で 33.9%です。これまで、男性の割合がやや高い傾向にありましたが、女性の割合が増えています。(図 3)

図 3 性別割合

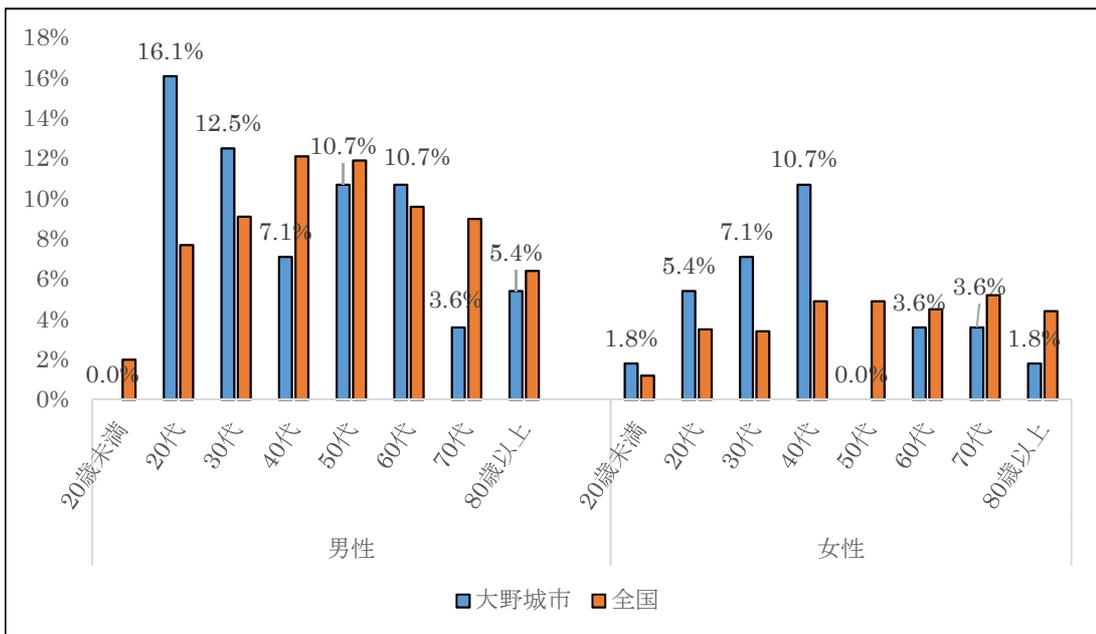


出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル（2019～2022）」
※各年次確定値の合計

エ 性・年代別の特徴

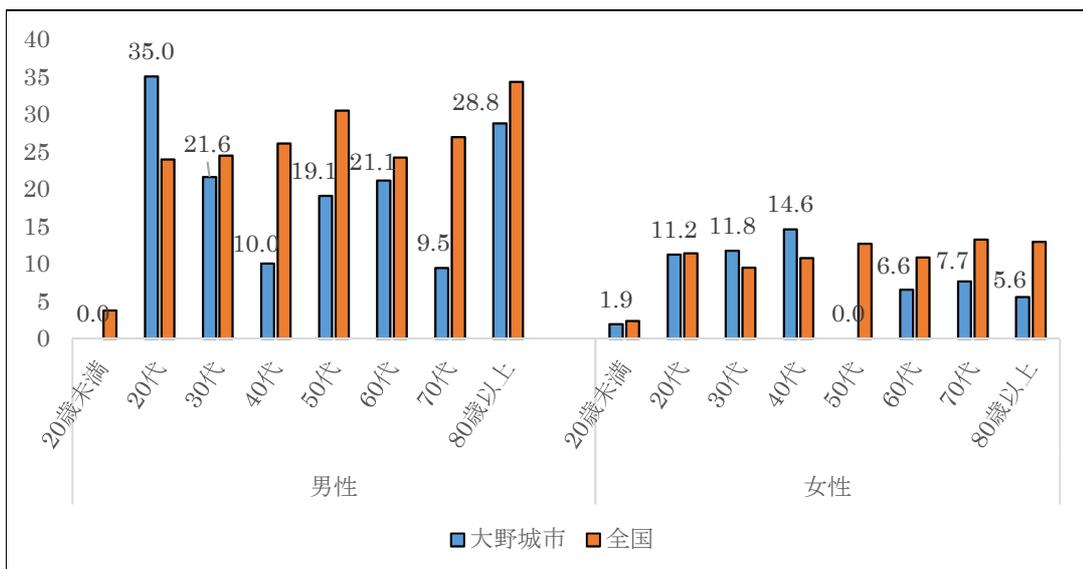
本市における自殺者数の性・年代別割合は平成 29 年から令和 3 年の合計で、男性では 20 代が 16.1%と最も高く、女性では 40 代が 10.7%と最も高いです。人口 10 万人当たりで算出した自殺死亡率で見ると、男性の 20 代、女性の 30 代と 40 代が全国より高い傾向にあります。(図 4-1、4-2)

図 4-1 性・年代別の自殺者割合 (平成 29 年～令和 3 年)



出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル (2022)」

図 4-2 性・年代別の自殺死亡率 (10 万対) (平成 29 年～令和 3 年)

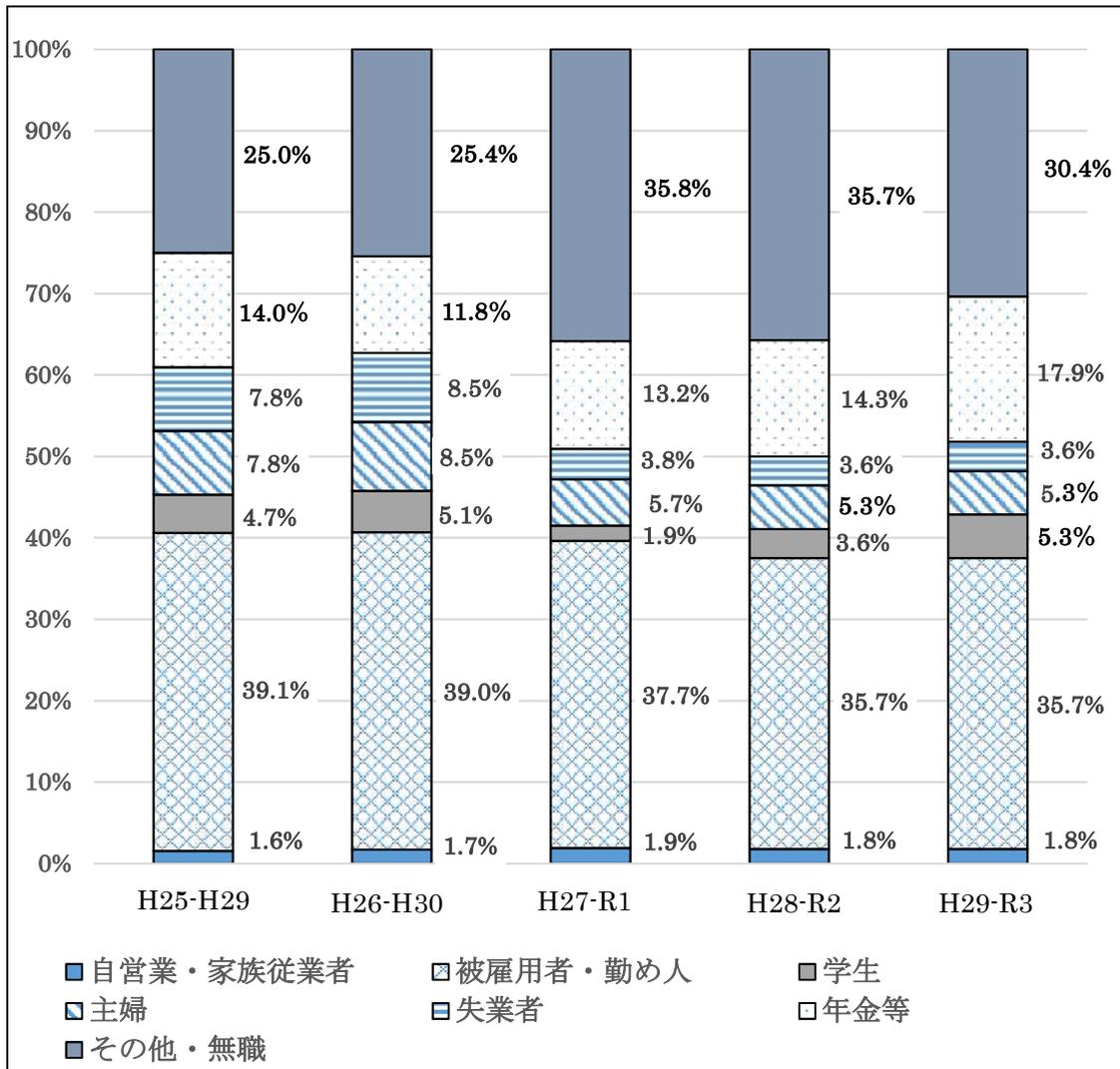


出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル (2022)」

オ 職業別の特徴

職業別の自殺者数の割合は、多い順に「被雇用者・勤め人」、「その他・無職」、「年金等」となっています。(図5)

図5 職業別の自殺者割合

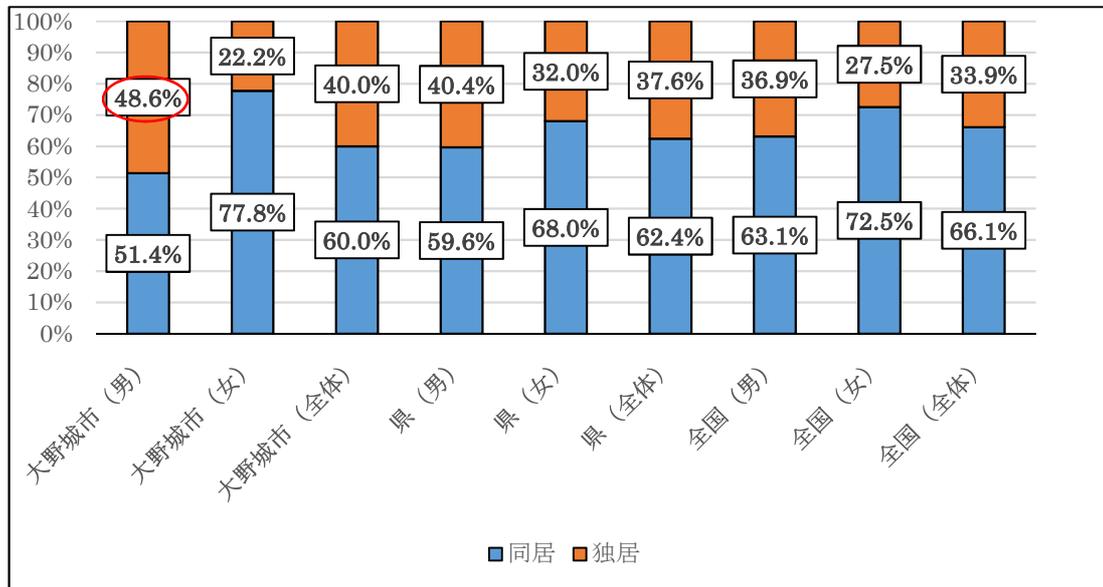


出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル(2022)」
 ※平成29年～令和3年の各年次確定値の合計

カ 同居人の有無

自殺者数を同居人の有無で見ると、全国や福岡県とほぼ同じ傾向となっており、性別で見ると、男性の方が女性よりも同居人無（独居）の割合が高い傾向にあります。（図6）

図6 同居人の状況

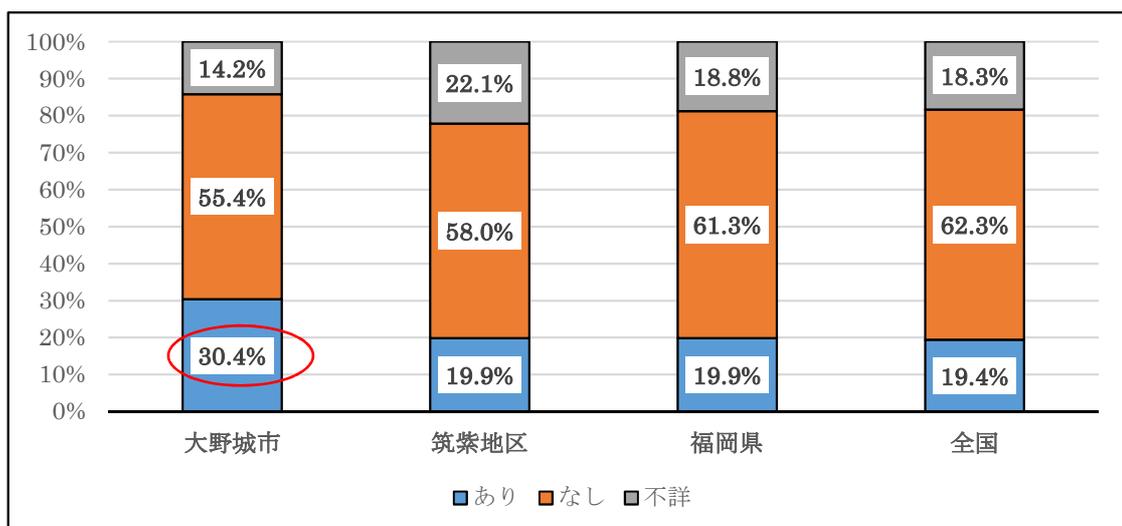


出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル(2022)」
※平成29年～令和3年の各年次確定値の合計

キ 自殺未遂歴の有無

本市の自殺者のうち、亡くなる前に自殺未遂の経験があった人は、30.4%で全国、県、筑紫地区と比べて高い傾向になっています。（図7）

図7 自殺未遂歴の割合



出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル(2022)」
※平成29年～令和3年の各年次確定値の合計

2 本市の主な自殺の特徴

表2は、JSCPが、本市の過去5年間の自殺者の状況（性別、年齢、職業の有無、同居人の有無）について集計し、上位の5区分をまとめ、本市における自殺の特徴を示したものです。

表2 地域の主な自殺者の特徴（平成29年～令和3年合計）

自殺者の特性上位5区分	自殺者数(5年計)	割合	自殺死亡率※5	背景にある主な自殺の危機経路※6
1位:男性60歳以上 無職独居	7	12.5%	140.8	失業(退職) + 死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位:男性20～39歳 無職同居	5	8.9%	65.7	①【30代その他無職】ひきこもり + 家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3位:男性20～39歳 有職独居	5	8.9%	55.4	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み + 仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校中退) 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位:男性40～59歳 有職同居	5	8.9%	9.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み + 仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位:男性60歳以上 無職同居	4	7.1%	14.7	失業(退職) →生活苦 + 介護の悩み(疲れ) + 身体疾患→自殺

・上記区分の順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順となっています。

出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル2022」
NPO法人自殺対策支援センターライフリンク「自殺実態白書2013」

※5 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計されたもの。

※6 「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO法人自殺対策支援センターライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの(詳細は次の表2参考資料参照)。ただし、これは自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではない。

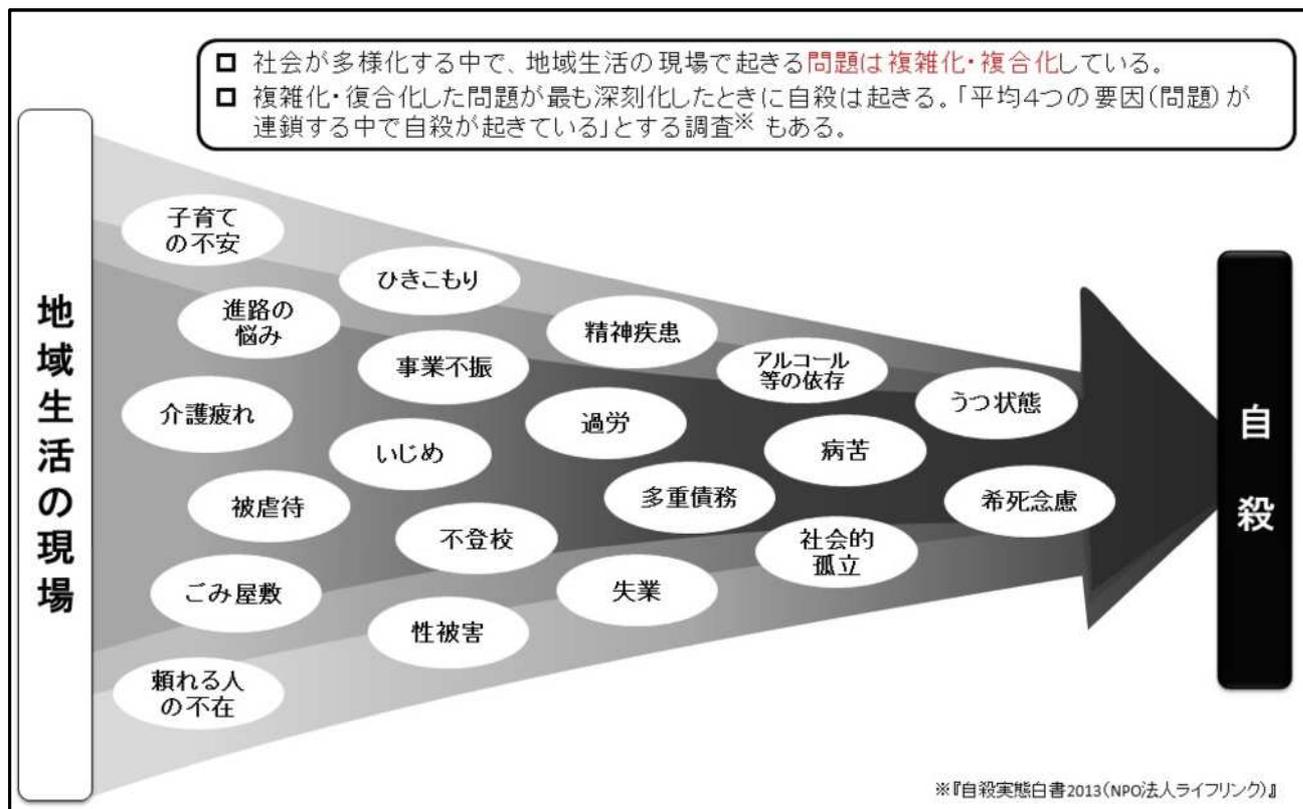
表2 参考資料 生活状況別にみた背景にある主な自殺の危機経路（例）

生活状況			背景にある主な自殺の危機経路（例）	
男性	20～39歳	有職	同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
			独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
		無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
			独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
		無職	同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
			独居	配置転換/転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
			独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性	20～39歳	有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→休職/復職の悩み→自殺
		無職	同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗→うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

・これは自殺者の生活状況別に見て代表的と考えられる経路の一例であり、記載の経路が唯一ではないことに留意。

出典：NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク「自殺実態白書 2013」

図8：自殺の危機要因イメージ図

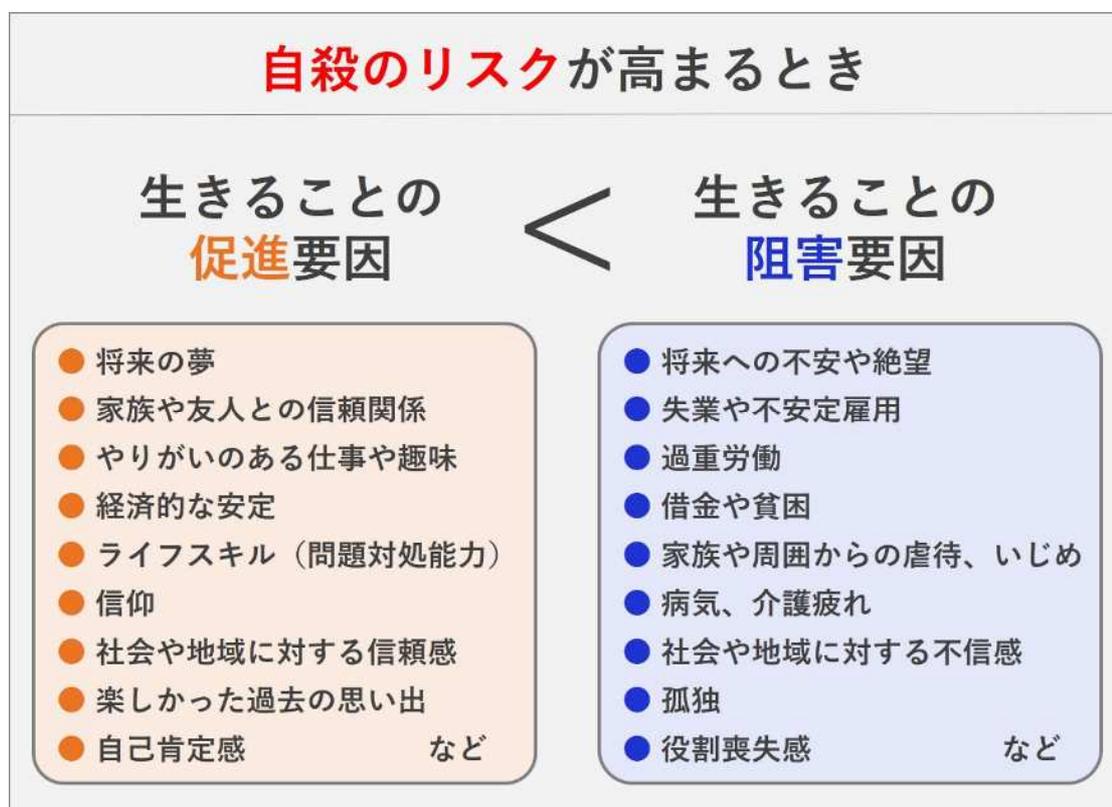


出典：厚生労働省資料

図8は、誰も自殺の危機に陥ることなく平和的に暮らせる社会の実現に寄与することを目的に自殺対策に関する様々な活動を行っている、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが、家族を自殺で亡くした遺族と協力して行った「“1000人の声なき声”に耳を傾ける自殺実態調査(=自殺で亡くなった523人とその遺族523人のあわせて1,046人を対象とした大規模調査)」を基に作成された「自殺の危機要因イメージ図」です。

自殺の原因は単純ではなく、多くの場合、日常生活における生きづらさを招く要因、いわゆる「生きることの阻害要因」が重なり、それが最も深刻化したときに自殺に至ると言われています。

図9 自殺のリスクが高まるとき



出典：JSCP ホームページ

図9は自殺のリスク要因に関する図であり、図8と同様、「生きることの阻害要因」が自殺のリスクを高めることを示しています。

これは裏を返せば、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の生きる力を生み出す要因、すなわち「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」が阻害要因を上回ることができれば、自殺のリスクは高まりにくいということになります。

図8・図9に示されたものは総体的な分析ですが、表2で示された本市の傾向と掛け合わせ、自殺対策に関する各種事業を展開する際の基本に据えることが重要であると考えます。

3 第1期計画の振り返りと本市で取り組む施策

(1) 第1期計画の振り返り

第1期計画では、JSCPが作成する当該地域の「地域自殺対策政策パッケージ」を活用し、全国的に実施されることが望ましいとされる5つの基本施策と、JSCPが作成する、当該地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル」に基づき、本市において自殺対策をより効果的に実施するために付加することが望ましいとされた2つの重点施策に関する各種事業を実施してきました。

本市の重点施策とされた「生活困窮者・無職者・失業者」「高齢者」に関する施策としては、悩みを抱える人への精神心理的な支援を行う「こころの健康相談」や、高齢者を支える地域包括ケアシステムの一環である高齢者の総合相談、ひきこもり等社会的孤立に関する相談も含む生活困窮者自立支援事業、また、市商工会と共同で有職者が悩みを相談できる環境づくりを目的とした相談先の啓発事業などを行ってきました。

そのほかにも、自他の生命を大切にする道徳教育として「子どもたちの「いのち」を守る研修会」や「心の教育推進大会」、きめ細かな個別支援を行うため関係課が集い開催している重層的支援会議など、第1期計画全体では100を超える自殺対策関連各種事業を行ってきました。

また、本市では、自殺対策に関連した事業を所管する関係課により構成された「大野城市いのちを支える自殺対策推進会議連絡部会」にて、各種事業についての協議・検証作業等を行った上で、市長が会長を務める「大野城市いのちを支える自殺対策推進会議」にて、自殺対策の進捗状況と今後の方向性について確認を行っており、保健・福祉・教育・その他の関連施策が連携した「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を全庁体制で取り組んでいるところです。

(2) 本計画において強化が必要と考えられる取組

自殺対策においては、それぞれの取組の効果を一概に述べることは難しいですが、第1期計画期間中における5年平均自殺死亡率の減少から、その効果が一定程度あったものと考えています。

しかしながら、「1 本市における自殺の状況」「2 本市の主な自殺の特徴」でも述べたように新たな課題も明らかになっており、本計画において取組を強化していく必要があります。

① 自殺未遂者・自死遺族等への支援の充実

深い悩みを抱える状況は、「生きることの阻害要因」が増大し自殺のリスクが高まった状態であり、そういった状況にある人を何らかの支援につなげることは、自殺対策において非常に重要です。

また、自殺者・自殺未遂者並びにそれらの親族等の名誉と生活の平穩に十分配慮することも重要な取組です。

これまで、重層的支援会議などにおいて、関係課が集い、きめ細かな個別支援の検討などを行ってきましたが、今後さらに、自殺のリスクを抱えている人や家族に気づき、適切な配慮の上、その人を適切な支援につなげる体制を強化していきます。

② 子ども・若者への支援

本市の20代・30代の自殺者の割合は、年々増加傾向にあり、支援の強化が必要です。第1期計画期間中には、若者の居場所としての「ユープレ」が設置され、自分の居場所を感じられる場としての機能とともに、相談支援の場にもなっています。

子どもや若者の自尊心と生きる力を育むためには、従来から小・中学校で行ってきた心の教育を更に深化させるとともに、いじめ対策、悩みの相談ができる環境づくり、子どもや若者に届く情報発信のあり方など、自殺のリスクを減らす取組の更なる強化に努めます。

③ 勤務・経営

職業別の自殺者数の割合では、「被雇用者・勤め人」の割合が最も多く、本市の自殺の特徴としても、有職者の自殺は上位にあり、対策の強化が必要です。

第1期計画期間中には、市広報やホームページに加えて、市商工会と連携し、働く世代向けに相談先の情報発信などを行ってきました。今後は、情報発信頻度や内容の見直しを行うなど、働く世代へ支援の強化を図ります。

④ 女性

これまで、自殺者の性別割合で女性は全国より少ない傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響が指摘された令和2年以降、本市においても女性の自殺者割合が増えています。妊産婦への支援の充実と困難な問題を抱える女性に対する支援の強化が必要です。

(3) 本計画における各施策（基本施策・重点施策）について

本計画では、第1期計画に引き続き、JSCP作成の「地域自殺対策政策パッケージ」に基づく基本施策・重点施策を基盤とした各種事業を展開していくとともに、(2)で述べた強化すべき取組も含め、実施する各種事業が「生きることの阻害要因」を減らすものであるのか、「生きることの促進要因」を育むものであるのかという自殺対策の観点を加味した事業の改善を図ります。

また、「大切な『あなた』のいのちを支えたい」という本市のメッセージを様々な機会を通し、市民の皆さんに広く浸透させるための取組も進めていきます。

基本施策としては、最新の地域自殺対策政策パッケージで全国共通の基盤的な取組としても提示されている、以下の6項目に取り組みます。

【基本施策】

- 1 市民への啓発と周知
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 自殺未遂者等への支援の充実 ※第1期計画から追加
- 4 自死遺族等への支援の充実 ※第1期計画から追加
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 6 地域におけるネットワークの強化

また重点施策については、第1期計画と同じ課題である「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」に対する施策に加え、地域自殺実態プロフィールにおいても本市が重点的に取り組むべき対象区分として新たに提示され、前項のとおり今後強化すべき対象と考える「子ども・若者」「勤務・経営」「女性」への対応も加えた6項目を、基本施策に付加し取り組む重点施策とします。

【本計画 施策実施イメージ図】

「大切な『あなた』のいのちを支えたい」

基本施策

(第3章 P18～23)

- 1 市民への啓発と周知
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 自殺未遂者等への支援の充実
- 4 自死遺族等への支援の充実
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 6 地域におけるネットワークの強化

重点施策

(第4章 P24～31)

- 1 高齢者
- 2 生活困窮者
- 3 子ども・若者
- 4 無職者・失業者
- 5 勤務・経営
- 6 女性

※下線の施策は第1期計画から追加

上記施策に基づく各種事業の実施 (P35～50)

「生きることの阻害要因」を減らし
「生きることの促進要因」を育む環境をつくる

『誰も自殺に追い込まれることのない大野城市』へ

第3章 基本施策（全国的に実施されることが望ましい施策）

- ※ 第3章、第4章の事業名の前の●、■、◆は、以下を表します。
- ：自殺のリスクが低い段階の多くの人を対象とした事業
 - ：自殺のリスクを抱える可能性がある人への対応を含む事業
 - ◆：自死遺族などを対象とした事業
- ※ 【 】内の課名は、事業の担当課又は関係課を記載しています。

1 市民への啓発と周知 ～市民みんなの「知る」を育む～

自殺に追い込まれることは「誰にでも起こり得る危機」ですが、経験のない人には、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいものです。そうした心情や背景への理解を深める機会を提供し、危機に陥った人は誰かに援助を求めるべきであるということが地域全体の共通認識となるように、積極的に啓発活動を行います。

また、問題を抱えた人を適切な支援へとつなげることができるよう市民との様々な接点を設けて、相談機関や相談窓口等に関する情報を提供します。

(1) リーフレット等の啓発グッズの作成と周知

●①自殺対策に関する啓発

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、懸垂幕やポスターの掲示、市広報、市ホームページ、SNSなどで啓発を行います。【プロモーション推進課、健康課】

●②相談先情報を掲載したリーフレット等の配布

各種手続きや相談に訪れた市民のほか、イベントなどの開催時に生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを配布し、市民に対して情報周知を図ります。【健康課】

(2) 市民向けの講演会やイベント等の開催

●①市民向け講演会やイベント等の機会を活用した啓発

心の健康づくり講座や人権講座・研修、まどかぴあでの各種イベントや健康・食育フェスティバル等において、命の大切さや自殺問題に対する市民の理解の促進と啓発を図ります。【健康課、人権男女共同参画課ほか】

2 自殺対策を支える人材の育成 ～市民みんなの「気づき」を育む～

自殺対策には、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に早期に「気づく」ことが重要であり、「気づき」ができる人材の育成を充実させる必要があります。具体的には、様々な分野の専門家や関係者だけではなく、誰もが早期の「気づき」ができるように市民を対象として、研修の機会を確保し、コミュニティ活動を通して、地域のネットワークの担い手、支え手となる人材を育成します。

(1) 様々な職種や市民を対象とした研修

●①市職員を対象とした研修

自殺のリスクのある市民を早期に発見し、適切な相談窓口につなぐことができるよう、市職員を対象とした各種研修の開催や県主催の研修会への参加を促進します。【健康課】

●②支援者を対象とした研修

保健、医療、介護、福祉など、様々な分野に関連する人がゲートキーパーの役割を担うことができるよう、養成講座の周知を図り、受講の機会を設けます。また、支援者対象の研修会を開催し、質の向上に努めます。【こども家庭センター、健康課】

●③市民を対象とした研修

希望する団体に対し、心の健康やうつ病についての普及啓発を行い、ゲートキーパーの役割を担えるように講座を実施します。また、自殺対策講演会の中で、自殺行動について取り上げ、自殺問題についての普及啓発を図ることで、人材育成を進めます。【健康課】

3 自殺未遂者等への支援の充実 ～市民みんなの「つながり」を育む～

これまで述べたように、自殺対策では「生きることの促進要因」を育てる取組が重要です。生きることの促進要因への支援という観点から、大野城市がこれまで大切にしてきたコミュニティ活動など、あらゆる分野で居場所づくりや相談先の周知など様々な取組を実施します。

(1) 孤立・孤独を招かないための日常的な支援環境づくり

●①地域のきずなの醸成

市民が生きがいを見出し、地域で安心した生活を送れるように、世代を超えて様々な人が集うことのできる場や仕組みづくり、また、コミュニティ活動（地域活動）やボランティア活動の参加促進、活動の活性化を図るなど、地域のきずなを醸成する取組を行います。【コミュニティ文化課、地域行政センター統括課】

■②障がい者（児）やその家族に対する支援の提供

地域で生活する障がい者（児）やその家族が、安心して生活できるように、つながりの場や福祉サービスの提供、相談支援、日中活動の場の提供など、地域における居場所づくりを推進します。【福祉サービス課】

■③療育が必要な子どもと保護者への支援

心身に障がいのある子どもや発達に課題がある子ども、またその保護者に対する療育・相談体制の充実を図り、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行います。【こども家庭センター、福祉サービス課、教育支援課】

■④相談支援の推進

自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

また、市役所内の窓口対応などで自殺企図、自傷など自殺のリスクを抱えている人に気づき、その人を適切な支援につなげるため、「福岡県自殺未遂者支援マニュアル 自殺の危険に関する評価（SAD PERSONSスケール）」を活用し、重層的支援会議などの関係者との情報共有により多角的な視点から検討のうえ、支援を行います。【こども家庭センター、子育て支援課、福祉サービス課、介護支援課、すこやか長寿課、健康課、生活支援課、納税課、国保年金課、人権男女共同参画課、生活安全課、教育政策課、料金施設課】

(2) 相談体制の充実と支援・相談窓口情報の分かりやすい提供

■①健康に関する相談

心や身体についての健康相談を随時実施します。【健康課】

■②生活に関する相談

家庭や日常生活上の問題、生活環境に関する苦情の問題解決のため、各種相談を実施します。【こども家庭センター、子育て支援課、福祉サービス課、介護支援課、すこやか長寿課、健康課、生活支援課、人権男女共同参画課、循環型社会推進課、生活安全課】

■③障がい者（児）に関する相談

障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者（児）とその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言その他の障がい福祉サービスの利用等に関し必要な支援を行います。【福祉サービス課】

■④ひきこもりに関する相談

ひきこもり等社会的孤立の問題で困っている人に対して、ひきこもり相談窓口で相談支援を行います。

また、福岡県精神保健福祉センターなどに設置している「ひきこもり地域支援センター」や福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」について、市民に周知します。【福祉サービス課、健康課】

4 自死遺族等への支援の充実

自殺や自殺未遂が生じた場合に、家族や周囲の関係者などが抱える悩みを最小限とするため、つながりの場についての情報提供等による支援を行います。

(1) 遺された人への支援

◆①各種支援情報の提供

自死遺族への支援に関する情報や相談先、家族会の開催等の関連情報を市ホームページや広報等へ掲載し、自死遺族支援事業の情報発信に努めます。【健康課】

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ～子どもたちの「自尊心」を育む～

「困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けの声をあげられる」ようになることを目標として、市と学校が連携してSOSを出しやすい環境を整備することで、子どもたちのSOSを適切な支援につなげられるようにします。

(1) 関係機関が連携したSOSを出しやすい環境の整備

●①自らSOSが出せる児童生徒の育成

小・中学生のうちからSOSが出せるようにするために、自尊感情を高める教育を推進します。【教育支援課、各小・中学校】

●②相談しやすい環境の整備

小・中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置するとともに、教育指導主事と連携し、児童生徒が相談をしやすい環境を整備します。【教育支援課、各小・中学校】

(2) 子どもたちのSOSに対する適切な支援

●①SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

教育委員会や教育サポートセンター、各小・中学校が連携し、自殺のリスクが高い児童生徒への対応に取り組みます。【教育支援課、各小・中学校】

6 地域におけるネットワークの強化 ～市民を支える「和」を築く～

自殺対策を推進する上で基盤となるのが、地域における市民のネットワークです。この基盤が効果的に機能するためには、自殺対策に特化したネットワークの形成だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等と自殺対策事業との連携強化も重要です。

(1) 自殺対策に関する市役所内・地域のネットワークとその連携強化

●①大野城市いのちを支える自殺対策推進会議

市役所内にネットワークを構築することにより、自殺対策について、関係課からの意見を踏まえ、連携を行い、多方面からの自殺対策につなぎます。【健康課】

●②大野城市健康づくり推進協議会、健康食育推進委員会の開催

医療や栄養などの面で関係機関との連携を強化し、社会全体での取組を推進していきます。【健康課】

●③大野城市重層的支援会議の開催

複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対する支援について、市役所内関係課と関係外部機関による会議を行い、多角的に検討することで適切な支援を図ります。【福祉サービス課】

■④専門医や専門病院への紹介・連携

市などの相談機関又はかかりつけ医から必要時、専門医療機関や専門医などにつなぐことで、早期治療に結び付けられるよう努めます。【健康課】

第4章 重点施策（基本施策に付加する施策）

1 高齢者

本市の高齢化率は緩やかに上昇しており、高齢化がさらに進むにつれ、また、家族や地域との関係の希薄化により、社会から孤立する高齢者が一層増加するおそれがあります。

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムや地域づくりなどの施策と連動した自殺対策の展開を図る必要があります。

それには、高齢者特有の課題を理解して、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが大切です。

本市では、地域の実情に合わせて、行政・民間事業者のサービスや支援等を適切に実施し、生きることの包括的支援になる施策を実施します。

（1）地域包括ケアシステム等と連動した生きることの包括的支援

●①包括的な支援のための連携推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体などの連携を図り、包括的な支援体制を整備します。【介護支援課、すこやか長寿課】

●②地域における要介護者に対する支援

介護サービスの利用者は、介護職員との接点があるため、介護職員による見守り・気づきが重要です。併せて、かかりつけ医や他機関との連携により、要介護者とその家族を含めた包括的な支援を行います。【介護支援課、すこやか長寿課】

■③高齢者の健康不安・生活不安に対する支援

うつ病や認知症などを含め、高齢者の自殺の原因として最も多い健康問題について、地域のかかりつけ医や訪問看護師・保健師・介護支援専門員・民生委員等による支援を行います。また、地域で生活することに健康上の様々な不安を抱えている高齢者に対し、必要な支援を行います。

また、「健康長寿講演会」を定期的に開催し、健康に関する啓発事業を行います。【介護支援課、すこやか長寿課、国保年金課】

●④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

高齢期を中心として、世代を問わず、地域住民やボランティアとのつ

ながらや社会参加ができる場などの社会資源をまとめ、情報発信します。

また、高齢者が自らの心身機能の変化を受け止めることができるよう配慮する必要があります。様々な見守り活動を行っている地域住民や民間事業者に、孤独や孤立の予防、解消を目的とした高齢者のメンタルヘルスに対する知識の普及啓発を行います。【介護支援課、すこやか長寿課ほか】

2 生活困窮者

生活困窮者はその背景に、離職・長期間失業などの就労や経済の問題、知識や技能の不足等による就職活動・定着の困難性、病気、メンタルヘルス、社会的孤立など、「生きることの阻害要因」を多く抱えている傾向にあることを認識した上で、包括的な生きるための支援を行う必要があります。

生活困窮の状態にある人・生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

(1) 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させた対策

■①生活困窮に対する支援

生活困窮者自立支援制度や生活保護制度に基づく各種取組と、自殺対策との連携を図ります。【福祉サービス課、生活支援課】

また、中小企業の倒産や廃業を防止すべく、経営安定化に向けた支援や信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助を行います。【産業振興課】

(2) 自殺のリスクの高い場所における対策

■①自殺のリスクの高い場所における対策

森林や山のふもと等における定期的な巡回を行い、自殺念慮を持つと疑われる人の早期発見に努めます。また、自殺のリスクの高い場所を訪れた自殺念慮者に対して、援助を求めるよう促す看板等を設置し、相談先の周知を図ります。【健康課、公園街路課】

3 子ども・若者

本市の39歳以下の自殺者の割合は全国に比べて高く、また年々増加しており、特に20代男性の自殺死亡率が全国より高くなっています。また、10ページの「表2 地域の主な自殺者の特徴」で示したとおり、過去5年間の本市の主な自殺者特性では「男性20歳から39歳無職同居」「男性20歳から39歳有職独居」がそれぞれ第2位、第3位となっています。

このため、学校におけるいじめ・不登校対策に加え、オーバードーズ（市販薬などの乱用を意味する薬の過剰摂取）などメンタルヘルス上の問題に対応できるよう、若年層が利用しやすい相談体制の充実等を図る必要があります。

子ども・若者対策は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。抱える悩みは多様ですが、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。

児童生徒・学生は家庭、地域、学校を主な生活の場としており、自殺対策に係る機関としては児童福祉機関や教育機関が挙げられますが、10代後半からは就学していない若者が増加することから、学校以外の若者の就労、生活支援に関わる労働関係機関やこれらの世代に関連する機関、団体も支援に関係します。そのため、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携した支援が必要となります。

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

■①いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

学校での問題に起因する子どもの自殺の一因として、いじめは深刻な課題です。いじめは決して許されないことであり、いじめの問題については、その兆候をいち早く把握した上で、迅速に対応し、学校だけではなく関係機関が緊密に連携して、きめ細かな支援を行います。【こども家庭センター、子育て支援課、教育支援課】

(2) 若者の抱えやすい問題に着目した学生・生徒等への支援の充実

■①若者が悩みを相談できる環境づくり

子ども・若者が様々な困難やストレスに直面したときに、一人で抱え込むことなく相談につながるよう、相談先の周知を図ります。また、JSCPや厚生労働省作成の啓発ポスターや動画などを活用して「悩んでいるときに話してみること・相談すること」を周知し、相談しやすい風

土づくりを行います。【こども家庭センター、教育支援課】

●②若者の居場所づくりの支援

仲間や相談できる大人との関係を作り、自分の居場所を感じる事ができるような地域環境づくりを行います。【こども・若者政策課】

また、地域において青少年の非行防止を目的とする少年相談員の活動を支援します。【生活安全課】

(3) 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実

■①経済的困難を抱える子ども等への支援の充実

経済的な困難を抱えているなど、生活困窮世帯が抱える様々な問題は、その家庭で成長する子どもや若者の自殺のリスクを高める要因にもなりかねません。そのため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて実施される各施策を、子どもや若者の自殺を予防する対策としても捉え、支援の充実を図ります。【こども・若者政策課、こども家庭センター、子育て支援課、福祉サービス課、生活支援課、教育政策課、教育支援課】

(4) ICTを活用した若者への情報発信

●①ICTを活用した若者への情報発信

インターネットやSNSの普及により、若者は対面による相談支援ではなく、検索によって情報を得たり、自身が困難な状況にあることを発信したりする場合があります。そのため、ICTを活用した若者への啓発やアウトリーチ策の強化を進めます。【プロモーション推進課、教育支援課】

(5) 社会全体で若者の自殺のリスクを低下させるための取組

■①関係機関などと連携した子育て支援の充実

妊娠、出産、子育て期までの切れ目のない支援の充実を図り、自殺のリスクの低下に努めます。また、児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携して、課題の解決を図ります。【こども・若者政策課、こども家庭センター】

●②社会全体で子ども・若者の自殺のリスクを低減させるための取組

「子どもたちの「いのち」を守る研修会」の開催など、地域のコミュ

ニティや市全体で、子ども・若者のいのちを守る取組を進めます。【教育支援課ほか】

悩みを抱えた若者にとっては、支援機関の相談窓口だけではなく、友人など身近な人も相談しやすい相手となり得ます。そのため、身近な人の悩みに気づき、声かけられること、また、死にたい気持ちを打ち明けられた場合に傾聴し、必要な相談先につなぐことができるよう、情報発信に努めます。【こども・若者政策課、健康課】

4 無職者・失業者（主に就労可能世代）

就労可能世代の無職者の自殺率は、同世代の有職者に比べ高い傾向にあります。自殺のリスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障がいや人間関係の問題等を抱えている場合もあります。

勤労世代の無職者・失業者は社会的に排除されやすい傾向があるといわれていることから、当事者のリスクを漏れなく把握し、様々な分野の関係者で支える体制を構築する必要があります。

（1）失業者等に対する相談窓口等の充実

■①失業者等に対する相談窓口等の充実

失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等と緊密に連携し、就労支援窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩みなど様々な生活上の問題に関する相談に対応し、失業者への包括的な支援を行います。【福祉サービス課、生活支援課】

（2）職業的自立へ向けた若者への支援の充実

■①職業的自立へ向けた若者への支援の充実

「地域若者サポートステーション（サポステ）」等と連携し、10代から30代の無職者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援します。【こども・若者政策課、福祉サービス課】

また、自殺のリスクの高い無職者・失業者には生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い人、社会との接点に乏しい人、人間関係に課題がある人など、社会的に孤立している人がいるため、青少年の居場所（ユ一

プレ)において、来所した人からの相談を受けます。【こども・若者政策課】

また、生活保護受給世帯員に対しては、ハローワークと連携し就労意欲から就職へつなげる事業として「就労自立支援プログラム」を実施し、就労支援員による定期面談により、就職のあっせんだけではなく、就労意欲増進、簡易なパソコン研修、面接試験練習などによる支援を行います。【生活支援課】

5 勤務・経営

近年、過労やパワーハラスメントなどの労働問題を一因とする自殺が深刻な社会問題となっており、国は令和3年7月に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を定めるなど、労働者・経営者に対する自殺対策を推進しています。

このため、経営や労働等の問題に対する相談体制の充実や、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組などが必要となります。

(1) 働きやすい職場づくり

●①職場におけるメンタルヘルス対策

県が実施する職場におけるメンタルヘルスの維持増進のための講演会やメンタルヘルス対策等の労務管理や職場環境の改善をテーマとする講座、「子育て応援宣言企業」登録制度など、働きやすい職場づくりにつながる情報の周知、啓発を行います。【こども・若者政策課、健康課】

●②ハラスメント対策

セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどの各種ハラスメントによる人権侵害の現状や働く人の人権問題の解決等に関する講演会等を開催するとともに、市広報への啓発記事の掲載などを行います。【こども家庭センター、健康課、人権男女共同参画課】

(2) 中小企業・小規模事業者支援

●①相談先の周知

営業者を含む経営者の自殺の背景として、経営問題は当然大きな要因の一つと考えられますが、経営問題に限らず、心の健康や育児・介護疲れなど、様々な問題に対して包括的に対応する必要があります。

市広報やホームページ、SNSなどで相談先の周知を行うとともに、市商工会と市が共同で行っている各種相談事業の情報発信を行います。

【健康課、産業振興課】

6 女性

厚生労働省人口動態統計によると、男性自殺者数は減少傾向にある一方、女性の自殺者数は令和2年から増加傾向が続いており、女性に対する自殺対策の充実が求められています。

このため、産後うつやDVなど、困難な問題を抱える女性を支援する必要があります。

(1) 妊産婦等への支援の充実

■①関係機関などと連携した子育て支援の充実

妊娠、出産、子育て期までの切れ目のない支援の充実を図り、自殺のリスクの低下に努めます。また、児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携して、課題の解決を図ります。【こども・若者政策課、こども家庭センター】

■②産後支援

産後うつの予防と早期発見、早期支援のため、産後うつのスクリーニングを推進します。また、産後に心身の不調又は育児不安等を抱える人に対して、心身のケアや育児サポート等を行うため、産後ケア事業を推進します。【こども家庭センター】

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

■①女性の悩み相談支援

大野城まどかぴあ男女平等推進センターアスカーラや筑紫地区5市で委託するちくし女性ホットラインなどの各種相談窓口において、女性が抱える様々な悩みについて相談に応じます。

相談窓口については、PRカードやパンフレットを市内公共施設や商業施設に配布・設置し、市民に広く周知していきます。【人権男女共同参画課】

また、生活保護受給世帯員に対する「就労自立支援プログラム」は女性の登録者が4割を超えており、就労支援員による定期面談により、就職の

あっせんだけではなく、就労意欲増進、簡易なパソコン研修、面接試験練習などによる支援を行います。【生活支援課】

■②DV被害者支援

DV被害者支援に関しては、専門の相談員を配置し、加害者による探索が及ばないように、被害者の個人情報管理を徹底するとともに、被害者の負担軽減や安全確保のため、市役所内関係課が連携し、ワンストップによる対応を行います。

また、デートDVなど性に関わる暴力を将来にわたって防止するため、若年層を対象とした研修や啓発を実施します。【こども家庭センター、子育て支援課、福祉サービス課、生活支援課、国保年金課、人権男女共同参画課、総合窓口センター】

第5章 本市の自殺対策の推進体制

1 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人一人が自殺対策への重要性を理解し、取組を行えるよう、市ホームページなど多様な媒体を活用し、本計画の市民への周知を行います。

2 推進体制

自殺対策を推進するため、「大野城市いのちを支える自殺対策推進会議」を開催して、市における総合的な対策を推進し、進捗状況の確認、評価を行います。

また、関係機関や民間団体等で構成する「大野城市健康づくり推進協議会」において、それぞれの分野で課題を探り、事業の推進に努めます。

3 計画の進捗管理

本計画の取組状況や目標値については、事務局である健康課にて把握し、計画の適切な進捗管理に努めます。

4 計画の評価

以下のとおり、数値目標と評価指標を定め、計画の評価を行います。

数値目標（再掲）

	現状値 (平成29年～令和3年 の平均値)	参考値		目標値 (令和6年～令和10年の 平均値)
		令和4年	5年間の自殺者 実数平均値 (平成30年～令 和4年)	
自殺死亡率（人口10 万人対）など	11.1	15.7	11.4	10.0以下

評価指標

施策		評価指標	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度	担当課
基本 施策	1 市民への啓発 と周知	自殺予防週間と自殺対 策強化月間における周 知	11 か所	30 か所	プロモーシ ョン推 進 課、健康課
	2 自殺対策を支 える人材の育成	自殺防止対策研修会参 加人数	39 人	60 人	健康課
	3 自殺未遂者等 への支援の充実	重層的支援会議開催回 数	5 回/年	12 回/年	福祉サービ ス課
	4 自死遺族等へ の支援の充実	自死遺族の支援に関す る情報発信	通年	通年	健康課
	5 児童生徒のS OSの出し方に関 する教育	いのちを大切にす道 徳教育	各校1回 以上/年	各校1回 以上/年	教育支援 課、各小・中 学校
	6 地域における ネットワークの強 化	いのちを支える自殺対 策推進会議	1 回/年	1 回以上/年	健康課

施策		評価指標	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度	担当課
重点 施策	1 高齢者	地域ケア会議の開催	136回/年	144回/年	すこやか長 寿課
	2 生活困窮者	生活困窮者自立支援制 度の自立相談件数	100件	120件	福祉サービ ス課
	3 子ども・若者	青少年の居場所（ユー プレ）利用者数	7,339人	8,000人	こども・若 者政策課
	4 無職者・失業 者	就労自立支援プログラ ム参加者数（生活保護 受給世帯員）	134人	140人	生活支援課
	5 勤務・経営	市商工会と共同で行う 市の相談事業の情報発 信	1回/年	2回以上/年	健康課 産業振興課
	6 女性	DV等女性に多い問題 に関する研修会の開催	1回/年	1回以上/年	人権男女共 同参画課

資料1 関連事業一覧

<基本施策関連事業>

1 市民への啓発と周知 ～市民みんなの「知る」を育む～

(1) リーフレット等の啓発グッズの作成と周知

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
1	総合政策部 すこやか福祉部	プロモーション 推進課 健康課	自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動	市広報、市ホームページ、懸垂幕、ポスターを活用し、自殺予防週間、自殺対策強化月間を啓発します。	○		●
2	すこやか福祉部	健康課	意識啓発及び相談窓口の案内カードの作成・配布	自殺予防のための相談窓口カードを作成し、配布します。	○	○	●
3	すこやか福祉部	健康課	心の健康・自殺予防に関するリーフレットやカードの配布	心の健康や自殺予防に関する知識や相談窓口について、リーフレットなどを配布します。	○	○	●
4	すこやか福祉部	健康課	心の健康管理（セルフケア）に関する知識の啓発	自分自身の心の健康管理に役立つ情報を、リーフレットなどの配布や出前講座などを活用し、広く周知啓発します。	○	○	●

(2) 市民向けの講演会やイベント等の開催

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
5	市民生活部	人権男女共同参画課	人権講座・研修	市民の人権意識の高揚を図るための講座や研修会の実施を通して、いのちの尊さについて啓発します。	○		●
6	すこやか福祉部	健康課	健康・食育フェスティバル	健康相談等の場を設けるとともに、睡眠やうつ病に対する正しい知識、相談窓口などについて市民の関心を喚起し、理解の場を提供します。	○	○	●
7	すこやか福祉部 環境経済部	福祉サービス課 (ふくしフェスティバル実行委員会) 生活安全課（大野城市安全安心まちづくり推進協議会）	各イベントにおける周知・啓発	安全安心まちづくり推進大会やふくしフェスティバル等のイベントにおいて、相談先一覧を配布するなど、相談窓口の周知を図ります。	○		●

2 自殺対策を支える人材の育成 ～市民みんなの「気づき」を育む～

(1) 様々な職種や市民を対象とした研修

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
8	こども未来部	こども家庭センター	すこやかエンゼルサポート事業研修	妊産婦新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診に携わるスタッフが、早期に問題を発見し、適切な機関につなぐ視点を持つことができるような研修を実施します。	○	○	
9	すこやか福祉部	健康課	ゲートキーパー研修	職員がゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発見し、適切な相談窓口につなげられるようにします。	○	○	●

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
10	すこやか福祉部	健康課 (筑紫保健福祉環境事務所、福岡県精神保健福祉センター)	自殺対策研修会	筑紫保健福祉環境事務所や福岡県精神保健福祉センター主催の研修会を関係職員に周知し、参加を促します。	○	○	●
11	すこやか福祉部 環境経済部	福祉サービス課 すこやか長寿課 健康課 生活安全課	ゲートキーパー養成講座	介護施設従事者・指定事業者、地域包括支援センター職員、民生委員・児童委員、専門補導員など様々な分野に関連する人がゲートキーパーの役割を担うことができるよう、リーフレットを配布し情報発信するとともに、養成講座の案内をし、受講の機会を作ります。	○	○	●
12	すこやか福祉部	健康課	ゲートキーパー養成講座（出前講座）	希望する団体に対し、心の健康やうつ病についての普及啓発を図り、ゲートキーパーの役割や気づき・声掛けのポイントについての講座を実施することで、人材育成に努めます。	○	○	●
13	すこやか福祉部	健康課	自殺対策講演会（市）	自殺対策講演会の中で、自殺行動について取り上げ、自殺問題についての普及啓発を図り、人材育成に努めます。	○	○	●
14	こども未来部	こども家庭センター	ペアレンティングトレーニング事業	保護者に発達段階に応じた養育技術を習得する機会を提供し、体罰等によらない育児を推進し、児童虐待防止対策を推進します。	○	○	

3 自殺未遂者等への支援の充実 ～市民みんなの「つながり」を育む～

(1) 孤立・孤独を招かないための日常的な支援環境づくり

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
15	地域創造部	コミュニティ文化課（まどかびあ図書館）	図書館の管理事業	誰でも来所することができ、居場所としての支援を図ります。また、図書館へ来館しなくても本を借りられるようなサービスを提供します。	○		
16	地域創造部	地域行政センター統括課	大野城市市民公益活動促進プラットフォーム事業	公益活動、ボランティア活動への参加促進と、活動の活性化を目的としたプラットフォーム事業を通して、市民の社会参加の促進を図ります。	○		
17	こども未来部	こども家庭センター	子育て世帯ホームヘルプサービス事業	妊婦又は18歳未満の子どもがいる育児や家事を行うことが難しい家庭に、家事育児支援を行う子育てサポーターを派遣します。	○	○	●
18	こども未来部	こども家庭センター	子ども療育支援センター療育事業	心身に障がいのある、また発達に課題がある0歳～18歳未満の子どもとその保護者を対象とした相談や療育を通して、保護者の子育て支援や子どもの発達支援を行います。	○	○	
19	こども未来部	こども家庭センター	子育て短期支援事業	家庭での養育が一時的に困難となった場合の子どもの預かりを行います。また、育児による疲労があり、休息を希望している保護者や養育方法を学びたい保護者が親子で宿泊して相談支援を受けることができます。	○	○	●
20	こども未来部	こども・若者政策課	子ども情報センター親子サロン	就学前の乳幼児とその保護者の遊び場、保護者同士の交流・情報交換ができる場を設け、子育てについての相談なども受けています。	○	○	●
21	こども未来部	こども・若者政策課	ブックスタート	絵本の読み聞かせを通して、「親子が楽しくふれあう時間」を持つことを応援します。必要な場合には相談窓口の紹介も行います。	○		

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
22	こども未来部	こども・若者政策課	子ども情報センター 子育て応援フロア	乳幼児がいる保護者同士の交流・情報交換、子育てに関する相談の場として「赤ちゃん広場」などを開催し育児への不安軽減につなげます。「地域ボランティア交流会」などにより子育てを支える人材を育成します。また、支援が必要な保護者を発見し、早期対応をします。	○		●
23	こども未来部	こども・若者政策課	ファミリー交流センター	親子のふれあいあそびや、乳幼児がいる保護者同士の交流・情報交換、子育てに関する相談の場を設置します。	○		
24	こども未来部	こども・若者政策課	ファミリー・サポート・センター事業	会員同士がお互いに助け合い、地域で育児の相互援助活動を行います。子育てを手伝ってほしい「おねがい会員」のサポートを「おたすけ会員」が行います。	○	○	
25	すこやか福祉部	福祉サービス課	短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、障がいのある人が短期間施設に入所し、食事や入浴などの介護等を提供します。		○	
26	すこやか福祉部	福祉サービス課	障がい福祉講演会	障がい者をめぐる問題の正しい理解と普及啓発を図り、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を図ることを目的とした講演会を実施します。		○	
27	すこやか福祉部	福祉サービス課	日中一時支援	障がいのある人に、日中における活動の場を提供します。		○	
28	すこやか福祉部	福祉サービス課	障がい児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援を行います。		○	
29	すこやか福祉部	福祉サービス課	地域活動支援センター「つくしびあ」の運営	精神障がい者が気軽に利用でき、地域の人々と共に交流できるよう開設している場を運営します。（筑紫地区による委託事業）		○	
30	すこやか福祉部	福祉サービス課	太宰府特別支援学校放課後等支援事業	太宰府特別支援学校での日中活動の場を提供します。		○	
31	すこやか福祉部 福岡県	福祉サービス課 筑紫保健福祉環境事務所	筑紫地域精神障害者家族会「五筑会」	筑紫保健福祉環境事務所と筑紫地域精神障害者家族会とが連携し、家族の相談や情報交換、学びあい、地域交流などの活動により自立した生活を支援します。		○	
32	すこやか福祉部	福祉サービス課	重層的支援会議	複雑化・複合化した課題を抱える人に対する適切な支援を図るため、関係各機関による連携会議を行います。	○	○	●
33	環境経済部	生活安全課（少年相談員会）	少年相談員支援事業	非行防止に関する地域活動の推進、非行原因の発見、調査、有害環境の浄化、非行等の早期発見及び防止、青少年の相談業務などを通して青少年の非行防止と健全育成を図ります。	○	○	
34	教育部	教育政策課	特別支援学級就学奨励補助に関する事務	特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。	○		

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
35	教育部	教育支援課	子どもたちの「いのち」を守る研修会事業	研修会の開催や、各小・中学校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通して、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。	○		
36	地域創造部	コミュニティ文化課	出前講座	市民からの要請により、職員が講師となって行政に関する情報を分かりやすく伝え、市民の学習機会の充実及び意識啓発を図るとともに、市民と行政の相互理解を深めます。	○		
37	総合政策部	プロモーション推進課	記者会見	市が、行政施策の発表を行い、新聞・テレビ等を通して行政情報を発信します。このことにより行政と住民との情報の共有化を促進します。	○		
38	すこやか福祉部	健康課	健康増進室運営	病気治療中の人も個別に相談しながら、安心して運動できる環境を整え、心身ともに健康を促進します。	○		
39	すこやか福祉部	健康課	食生活改善推進教室	食生活改善推進員の養成(20時間以上の講習が必要)を通して、地域での住民の食生活の改善を図り、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指します。	○		●
40	すこやか福祉部	健康課	食生活改善中央学級	食生活改善推進員のリーダーに対し、研修を行うことを通して、地域での住民の食生活の改善を図り、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指します。	○		●
41	すこやか福祉部	健康課	健康づくりインセンティブ(健康ポイント)	健診の受診などに対してポイントを付与し、商品と交換ができる仕組みであり、市民の主体的な健康づくりの取組を促すことで、生活習慣病予防をはじめ、心身ともに活き活きとした生活を目指します。	○		

(2) 相談体制の充実と支援・相談窓口情報の分かりやすい提供

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
42	総合政策部	プロモーション推進課	市民生活のしおり	市役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報や相談窓口を分かりやすく紹介します。	○		●
43	環境経済部	産業振興課	地域産業の育成・発展(経営者支援セミナー等)	大野城市商工会と連携し、経営者支援セミナーや中小企業経営基盤強化事業の実施等を行います。	○		
44	すこやか福祉部	健康課	健康相談	保健師による健康相談を行います。必要な場合は、適切な支援先につなぎます。	○	○	●
45	すこやか福祉部	健康課	心の健康相談	精神科医による心の健康相談を行い、必要な場合は、医療機関の受診や適切な支援先につなぎます。また、必要に応じ保健師が継続的に支援を行います。	○	○	●
46	すこやか福祉部	健康課	心の電話相談の周知	福岡いのちの電話、ふくおか自殺予防ホットラインなど、自分の気持ちを話すことのできる電話相談先を周知します。		○	●

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要 因増進	阻害要 因除去	テーマ 活用
47	すこやか福祉部	健康課	心の健康に関する出前講座の実施	心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図ります。	○	○	●
48	すこやか福祉部	健康課	成人の健（検）診	特定健診（40～74歳の国保加入者を対象）、がん検診（20歳以上の市民を対象）、特定保健指導（特定健診受診者を対象）、一般健診（20～39歳の市民及び40歳以上の医療保険未加入者を対象）、成人歯科検診（40～70歳の10歳刻みの市民を対象）、結核検診（65歳以上の市民を対象、骨粗しょう症検診（40～70歳までの5歳刻みの市民を対象）など生活習慣等の早期発見、早期治療に繋がるための健（検）診を行います。	○	○	●
49	すこやか福祉部	健康課	保健指導	メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導（特定健診受診者を対象）やその他の保健指導を行い、生活習慣の改善を図ることができるように支援します。	○	○	●
50	すこやか福祉部	健康課	成人予防接種	成人を対象に行う予防接種など（高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種、風しん第5期抗体検査及び定期接種、妊娠希望者などへの風しん予防接種、带状疱疹予防接種）の費用を助成し、発症及び重症化を予防します。	○		●
51	すこやか福祉部	健康課	がん患者アピアランスケア推進事業	がん治療に伴う外見の変化に苦しむがん患者及びがん経験者の苦痛軽減のための医学的・整容的支援（アピアランスケア）に関する経費を助成します。	○	○	
52	すこやか福祉部	健康課	骨髄等移植及びがん患者助成事業	小児・AYA世代の末期がん患者の在宅における生活を支援し、末期がん患者及びその家族の負担の軽減します。また、骨髄等移植ドナーに助成金を交付することにより、その休業による経済的負担を軽減し、骨髄等移植の促進を図ります。	○	○	
53	すこやか福祉部	すこやか長寿課 地域包括支援センター	高齢者に関する総合相談業務	高齢者の介護や福祉、介護予防、権利擁護（成年後見制度、虐待等）等について、地域包括支援センターの3職種（主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）が対応し、高齢者の抱える悩み、困り事の解決をサポートします。	○	○	●
54	市民生活部	総合窓口センター	福祉サービス案内コーナーの設置	住民の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談サービスの提供や案内等を行います。	○		●
55	市民生活部	国保年金課	国民年金に関する相談業務	市及び日本年金機構において、支援措置に伴う国民年金の各種届の受付及び相談等を行います。	○		●
56	市民生活部	国保年金課	重複多受診者訪問指導	重複多受診者を訪問し、健康相談や適正受診の指導を行います。	○	○	
57	すこやか福祉部	福祉サービス課 すこやか長寿課	成年後見支援事業	判断能力が不十分な、認知症のある人・知的障がい者、精神障がい者に対し、成年後見についての相談や手続きの支援、法人後見の受任などを行い、安心安全な生活ができるよう支援します。		○	
58	すこやか福祉部	福祉サービス課	障がい者虐待の対応	障がい者の虐待に関する通報・相談窓口を設置し、虐待への対応や当事者や家族などを支援し、必要に応じて、適正な支援先につなぎます。		○	

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
59	すこやか福祉部	福祉サービス課	障がい者（児）基幹相談支援センター	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。加えて、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営します。また、虐待防止センターの機能も持ちます。		○	
60	すこやか福祉部	福祉サービス課	障がい者相談員による相談（身体・知的障がい者相談員）	市が委託した障がい者相談員による相談業務を行います。		○	
61	すこやか福祉部	福祉サービス課	自立生活援助事業・地域定着支援事業 ※訓練等給付に関する事務	地域で生活する精神障がい者に対するの支援を行います。		○	
62	すこやか福祉部	福祉サービス課	民生委員・児童委員による地域における相談・支援	民生委員・児童委員による相談・支援等を実施し、地域の相談窓口として適切な行政窓口につなぎます。	○	○	
63	すこやか福祉部	福祉サービス課	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	○		
64	すこやか福祉部	福祉サービス課	障がい者のしおり「はばたき」作成業務	障がい者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障がいのある人がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図ります。	○		●
65	すこやか福祉部	福祉サービス課	特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種福祉手当支給	日常生活が困難な心身障がい者（児）の社会参加のための手当を支給します。		○	
66	すこやか福祉部	福祉サービス課	訓練等給付に関する事務	地域で生活する精神障がい者に対し、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、共同生活援助等の訓練給付を行います。	○	○	
67	すこやか福祉部	福祉サービス課	障害者差別解消推進事業	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい者（児）基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行います。	○	○	
68	すこやか福祉部	福祉サービス課	ひきこもり相談	本人及び家族等からのひきこもり相談を受け付け、関係機関と連携して支援してまいります。	○	○	●
69	環境経済部	生活安全課	大野城市消費生活センター	日常生活の中での商品に関する問い合わせやローンなど消費生活上の問題に対する相談を通して、他の課題も把握、対応することで包括的な問題の解決に向けた支援を行います。		○	
70	環境経済部	循環型社会推進課	公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図ります。		○	

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要 因増進	阻害要 因除去	テーマ 活用
71	教育部	教育支援課	不登校支援事業	不登校の児童・生徒に対し、元校長や教員経験者、臨床心理士等が連携し、一日も早い学校への復帰を目指して、一人一人の状況に応じた学習やグループ活動を実施します。児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援します。		○	
72	教育部	教育支援課	未来教室コンパス (旧：適応指導教室) 設置運営事業	不登校や不登校傾向にある児童及び生徒やその家族が、日常とは違う生活環境の中で、体験活動や交流活動等を行うことを通して、自分の良さを見つめ直し、困難に立ち向かうたくましい体や友達を思いやるやさしい心など「生きる力」を身に付ける機会と場を提供します。		○	
73	こども未来部 すこやか福祉部	こども家庭センター 福祉サービス課	発達障がいのある人への相談支援	発達障がいのある人とその家族・支援者からの相談に応じ、福岡県発達障がい者(児)支援センターにつなぎます。		○	
74	環境経済部	生活安全課 (公益財団法人 日弁連交通事故 相談センター)	交通安全対策に関する事務	交通事故で困っている場合は、相談や助言等を行っている窓口につなぎます。	○		
75	すこやか福祉部	健康課	休日当番医 市広報 及びホームページ掲載	休日・夜間の急病患者に対する応急診療情報を市広報及びホームページに掲載します。	○		
76	こども未来部	子育て支援課	保育の実施(公立保育所・私立保育所など)	育児に関する相談や、家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談に対応し、それぞれに合った保育施設などの情報提供を行い、公立保育所・私立保育所などによる保育を実施します。	○	○	●
77	危機管理部	危機管理課	災害時避難行動要支援者支援事業	災害時避難行動要支援者の安全と安心を守るための支援体制を構築するため、定期的に避難行動要支援者名簿及び個別計画の更新を行います。	○	○	
78	こども未来部	こども家庭センター	要保護児童対策地域協議会	子どもの健やかな育成環境の充実に向け、児童相談所、警察、子どもの所属機関や医療機関等関係機関と連携しながら児童虐待防止対策を行います。		○	●
79	こども未来部	こども家庭センター	すこやか育児相談	乳幼児とその保護者を対象に、保健師、助産師、栄養士、心理士などの専門職による、育児、離乳食、成長発達などに関する相談を実施します。	○	○	
80	こども未来部	こども家庭センター	赤ちゃんの駅	授乳又はおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、登録施設にシンボルマークのステッカーやのぼり旗を配布(設置)し、子育て家庭の親子の外出を支援します。	○		
81	こども未来部	こども家庭センター	養育医療給付事業	入院養育が必要な未熟児(1歳未満)に対して、その養育に必要な医療の給付を行います。	○		
82	こども未来部	こども家庭センター	こども予防接種事業	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防し、子どもの健康の保持増進のため、予防接種法に基づく予防接種を実施します。	○		
83	こども未来部	こども家庭センター	新生児聴覚検査	聴覚障がいの早期発見及び早期療育を図るため、新生児聴覚検査に関する費用を公費負担します。	○		

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
84	こども未来部	こども家庭センター	オンライン相談	妊婦又は乳幼児の保護者を対象に、オンライン（ZOOM）を活用した保健師等による育児相談を実施します。	○	○	
85	こども未来部	こども家庭センター	母子保健事業のデジタル化	アプリを活用して、対象者の状況に応じた妊娠・出産・子育てに関する情報の発信、予約サービスなどを行います。	○		
86	こども未来部	こども家庭センター	乳幼児健康診査	乳幼児（4か月、10か月、1歳6か月、3歳児）の発達や発育チェック及び保護者に対する適切な指導を行うとともに、保護者の精神的な部分の臍き取りや未受診者への受診勧奨などのフォロー体制を構築します。	○	○	
87	こども未来部	こども家庭センター	子ども相談センター	子どもと家庭に関する相談支援、児童相談所や警察、子どもの所属機関等との情報共有など関係機関と連携した支援を行います。		○	●
88	こども未来部	こども家庭センター	心理専門相談	発達障がいやうつなどの精神疾病を含む相談について、精神科専門医による医療相談を行います。		○	●
89	こども未来部	こども家庭センター	こども家庭センター運営事業（令和6年度開始予定）	妊産婦、子ども、子育て世帯を対象として、母子保健と児童福祉が一体的な支援を行い、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行います。	○	○	●

4 自死遺族等への支援の充実

(1) 遺された人への支援

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
90	すこやか福祉部	健康課（福岡県精神保健福祉センター）	自死遺族の集いの周知	自死により身近な人を失った経験をした自死遺族の人が集い、気持ちを語り合い、支え合う場があることを周知します。	○	○	
91	すこやか福祉部	健康課（福岡県弁護士会、福岡県精神保健福祉センター）	法律相談の周知	自死に伴い生じる法律相談、自死の危険の高い人を支援されている支援者の相談について、弁護士が面談で相談に応じる事業を周知します。	○	○	

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ～子どもたちの「自尊心」を育む～

(1) 関係機関が連携したSOSを出しやすい環境の整備

(2) 子どもたちのSOSに対する適切な支援

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
92	教育部	教育支援課各小中学校	教育委員会・各学校との連携	不登校・不登校傾向の児童生徒、特別支援学級の児童生徒への対応を学校と教育委員会が連携して取り組みます。		○	
93	教育部	教育支援課	教育サポートセンター	学校及び関係機関と連携・協働し、学校におけるいじめ、不登校、特別支援教育、その他非行等の相談を受け、児童生徒の課題・問題の解消又は予防に努めます。		○	

6 地域におけるネットワークの強化 ～市民を支える「和」を築く～

(1) 自殺対策に関する市役所内及び地域のネットワークとその連携強化

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
94	すこやか福祉部	健康課	大野城市健康づくり推進協議会 健康食育推進委員会	関係機関や地域の団体などで構成する大野城市健康づくり推進協議会及び健康食育推進委員会において、関係機関などとの連携を強化し、社会全体での取組を推進していきます。	○	○	●
95	すこやか福祉部	健康課	大野城市いのちを支える自殺対策推進会議 (連絡部会)	市役所内のネットワークを構築することにより、自殺対策について、関係課からの意見を踏まえ、総合的に検討し、諸施策の調整を行い、多方面からの自殺対策事業につなぎます。	○	○	●
96	すこやか福祉部	健康課	専門医や専門病院への紹介・連携	市などの相談機関から専門医療機関や専門医につなぐとともに、かかりつけ医から必要時、専門医療機関などにつなぐことで、早期治療に結び付けられるよう努めます。		○	●
97	すこやか福祉部	福祉サービス課	筑紫地区地域自立支援協議会 大野城市自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築を図ります。	○		●

<重点施策関連事業>

1 高齢者

(1) 地域包括ケアシステム等と連動した生きることの包括的支援

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
98	すこやか福祉部	すこやか長寿課	在宅医療・介護連携推進支援事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者などが、住み慣れた地域で暮らすため、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。医療介護連携推進検討会議の開催や専門相談窓口の設置、多職種多機関連携研修会等を行います。		○	
99	すこやか福祉部	介護支援課	介護相談	介護保険等に関する総合相談を行います。		○	●
100	すこやか福祉部	介護支援課	居宅療養管理指導	通院が困難な場合、医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。		○	
101	すこやか福祉部	介護支援課	短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などに短期入所して、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、機能訓練が受けられます。		○	
102	すこやか福祉部	介護支援課	介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者及び事業対象者へ訪問型・通所型サービスを提供します。		○	
103	すこやか福祉部	介護支援課	夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活を送られるよう、通報システムによる随時訪問や定期的な巡回訪問を行います。		○	
104	すこやか福祉部	介護支援課	介護給付に関する事務	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、相談支援等を実施します。	○		
105	すこやか福祉部	すこやか長寿課 大野城市シルバー人材センター	大野城市高齢者生きがい創造センターの運営	高齢者の社会参加や生きがいづくりのため、高齢者の就業を可能とするような技術指導や就労のための相談窓口及び生きがいとしての陶芸や木工の創作活動の場を運営します。	○		
106	すこやか福祉部	すこやか長寿課	いこいの里運営（指定管理事業）	市内の高齢者を対象に、高齢者等の健康で明るい生活に資することを目的に、「大野城市いこいの里」にて健康の増進・教養の向上及びレクリエーションを行います。	○		
107	すこやか福祉部	すこやか長寿課	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症のある人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	○	○	

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
108	すこやか福祉部	すこやか長寿課	シニアクラブ助成事業	高齢者の知識及び経験を生かし、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的として、シニアクラブ等に対し、補助金を交付します。	○		
109	すこやか福祉部	すこやか長寿課各地区地域包括支援センター	地域包括支援センター総合相談支援	介護保険制度や権利擁護関係（成年後見制度、虐待等）、施設入所に関する事、その他在宅介護や健康・病気になる相談に対応します。	○	○	●
110	すこやか福祉部	すこやか長寿課	地域ケア会議	高齢者が安心して在宅生活ができるよう、高齢者の状況を把握し、地域での見守り活動や支援活動を推進します。		○	
111	すこやか福祉部	すこやか長寿課	地域包括ケアネットワーク協議会	介護、病気、貧困等により、虐待その他解決困難な課題を抱える高齢者への対応及び養護者への支援に関することや、その他高齢者の権利利益の保護及び養護者の支援のため必要な事項を協議します。		○	
112	すこやか福祉部	すこやか長寿課	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置や生活支援協議体の設置を行い、高齢者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等の予防又は要介護状態の軽減に関する体制の整備を行います。		○	
113	すこやか福祉部	すこやか長寿課	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続きを行います。		○	
114	すこやか福祉部	すこやか長寿課各地区地域包括支援センター	家族介護教室	認知症等についての正しい知識や技術の取得、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とした介護教室を実施します。	○	○	
115	すこやか福祉部	すこやか長寿課	一般介護予防事業	介護予防の観点から、公民館などで、高齢者だれもが参加できる事業として、健康づくりミニデイ事業、足元気教室、音楽サロンを実施します。	○	○	
116	すこやか福祉部	すこやか長寿課各地区地域包括支援センター	認知症初期集中支援チーム事業	月1回程度、チーム員が自宅を訪問し、生活や介護について本人や家族、介護者と一緒に考え、必要に応じ介護保険申請代行や専門医の紹介などを行います。		○	●
117	すこやか福祉部	すこやか長寿課	緊急まどかコール	発作などの万が一の場合に備え、緊急通報装置を設置します。24時間体制で受信センター職員が緊急時の相談に対応します。必要時には救急車の要請や、ヘルパー又は看護師が駆けつけるなどの対応を行います。		○	
118	すこやか福祉部	すこやか長寿課	ここだよ まどか（高齢者等搜索位置検索）事業	行方不明等のリスクがある高齢者または障がい者の家族等にGPS機器を貸与し、行方不明時に、家族等がスマートフォン等で位置検索できるようにします。		○	
119	すこやか福祉部	すこやか長寿課	みつけてまどか（高齢者搜索身元確認）事業	行方不明等のリスクがある高齢者の家族等に対し、介護している高齢者が衣服や持ち物に付ける二次元コード付きシールを配布します。二次元コードを発見者が読み取ると家族等に通知され、インターネットの伝言板を通してやり取りを行うことができます。		○	

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
120	すこやか福祉部	すこやか長寿課	あんしんまどか（高齢者ICT見守り）事業	独居高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、人感センサーと緊急通報機器を貸し出します。人感センサーは、自宅の室内に設置し、24時間以上人の動きが感知されない場合は、オペレーターに通知され、オペレーターが本人やその家族に安否確認を行い、警備会社が駆けつけるなどの対応を行います。緊急通報機器は、ワンタッチ操作でオペレーターへの通報や会話ができ、オペレーターから救急車の要請や、警備会社が駆けつけるなどの対応を行います。		○	
121	すこやか福祉部	すこやか長寿課	高齢者等不燃ごみ等戸別収集事業	要介護等認定を受けた独居高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、不燃ごみ（ビン・缶、その他のもえないごみ、ペットボトル・白色トレー）の戸別収集を行います。ごみが出ていない場合は、呼び鈴等で安否確認を行います。		○	
122	すこやか福祉部	すこやか長寿課各地区地域包括支援センター	成年後見制度利用支援事業	認知症や知的障がいなどにより判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援します。		○	
123	すこやか福祉部	すこやか長寿課	まどかスクール	要介護状態等となるおそれが高いと認められる65歳以上の高齢者を対象に、要介護状態又は要支援状態の予防及び健康寿命の延伸等を目的として、運動器機能向上プログラムと栄養改善・口腔機能向上プログラムを実施します。		○	●
124	すこやか福祉部	すこやか長寿課	福祉電話設置事業	電話がなく、安否確認や日常の連絡を行う必要がある高齢者に対し、電話を設置します。		○	
125	すこやか福祉部	すこやか長寿課	配食サービス	食事の調理・配達が困難な高齢者に弁当を配達し、栄養バランスの取れた食生活を提供するとともに見守り支援を行います。	○	○	
126	すこやか福祉部	介護支援課	介護職員人材確保推進事業	地域内の介護事業所等に勤務する職員の技術向上を図ることにより、介護サービスの維持及び向上を目指します。	○		
127	すこやか福祉部	健康課	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	フレイル予防や生活習慣病重症化予防のために、高齢者への健康相談や保健指導を実施します。	○	○	●

2 生活困窮者

(1) 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させた対策

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
128	市民生活部	納税課	徴収の緩和制度としての納付相談	市税等の納付相談を受ける職員等が、ゲートキーパーの役割を担い、適切な相談窓口につなげられるようにします。		○	
129	総務財務部	財産管理課	市営住宅運営管理事務事業	市営住宅の管理事務・公募事務を行います。	○		
130	こども未来部	子育て支援課	ひとり親支援に関する相談	ひとり親家庭が抱える様々な悩みに関する相談対応や適切な情報提供等を行います。		○	●
131	こども未来部	子育て支援課	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業などの自立促進や疾病などのために一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。		○	●
132	すこやか福祉部 都市整備部	健康課 公園街路課	自殺のリスクの高い場所における対策	定期的な巡回を行い、自殺念慮を持つと疑われる人の早期発見に努めます。また、自殺のリスクの高い場所を訪れた自殺念慮者に対して、援助を求めるよう促す看板等を設置し、相談先の周知を図ります。		○	●
133	市民生活部	国保年金課	国保税の賦課、収納、減免	国保税滞納者に対する納付勧奨や減免申請等相談の際に、納税課や生活支援課などの関係課と連携しながら、必要に応じて関係機関へつなぎます。		○	●
134	すこやか福祉部	生活支援課	生活保護事務	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。受給世帯の課題を的確に把握し、必要に応じて、適切な支援先につなぎます。		○	●
135	教育部	教育政策課	就学援助	経済的理由により、就学困難な児童生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。	○		

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
136	上下水道局	料金施設課	水道料金徴収業務	料金滞納者に対する料金徴収や給水停止を行うときに、生きる支援に関する相談先情報を掲載したチラシを配布します。		○	●
137	すこやか福祉部	福祉サービス課	福岡県就業・生活支援センターとの連携	一般就労を希望する障がい者からの相談等を本センターにつなげます。		○	
138	すこやか福祉部	福祉サービス課	生活困窮者自立支援事業（家計相談など）	自立相談支援事業、家計改善支援事業など、関係機関と連携し、生活困窮者に対して相談早期段階から様々な個別支援を行います。	○	○	
139	すこやか福祉部	生活支援課	生活保護施行に関する事務	生活保護相談、生活保護制度の適用、被保護者就労支援事業を実施します。		○	
140	こども未来部	こども家庭センター	助産施設への入所	経済的理由により、入院助産を受けることができない場合に、助産施設の入所や分娩費用の支援を行います。		○	●

3 子ども・若者

(1) いじめを苦にした子どもの自殺の予防

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
141	教育部	教育支援課	いじめ防止対策等推進事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。また、スクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携強化を図ります。		○	
142	教育部	教育支援課	教育相談（いじめ含む）	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が対面で受け付けます。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。		○	
143	教育部	教育支援課	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。		○	
144	教育部	教育支援課	不登校児童生徒支援事業	(1)不登校児童生徒（公立学校に通う小・中学生）を対象にした未来教室コンパス（旧：適応指導教室）を設置します。 (2)不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等を実施します。 (3)不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施します。		○	
145	教育部	教育支援課	教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携強化を図ります。		○	
146	教育部	各小・中学校	生活指導・健全育成（教職員向け研修等）	各小・中学校において、問題行動の未然防止を含めた児童生徒の健全育成のために、研修体制を充実させます。	○		

(2) 若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
147	こども未来部	こども・若者政策課	青少年の居場所「ユープレ」運営事業	安心して自由に利用できる、青少年の居場所「ユープレ」において、仲間や相談できる大人との関係を作りながら、自分の居場所を感じることができるような施設運営を行います。	○	○	●
148	こども未来部	こども・若者政策課	青少年健全育成事業	青少年の自立や規範意識の醸成、地域の担い手やリーダーとなる青少年の育成を行います。	○	○	
149	教育部	教育支援課	小・中連携教育推進事業	保育所、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各小・中学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てます。	○	○	
150	教育部	各小・中学校	学級満足度調査	各小・中学校において、児童生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善します。	○	○	
151	こども未来部	こども・若者政策課	大野城市子ども・若者育成会議	子どもや若者の健全育成の重要性に鑑み、広く大野城市民の総意を結集し、もって市民総ぐるみで子どもや若者の育成に関わる環境づくりを進めるために、地域の「現場」で従事している指導者、育成者等により、「夢とみらいの子どもプランⅢ」をより一層推進するための施策の審議を行います。	○		
152	こども未来部	こども家庭センター	赤ちゃんとのふれあい体験学級	小学校高学年から中学生を対象に、命の大切さを学ぶとともに感性豊かな人間育成を醸成するため、出前講座（ゲストティーチャー）で妊娠経過や1歳までの乳児の成長についての講義等を実施します。	○		

(3) 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実

(4) ICTを活用した若者への情報発信

(5) 社会全体で若者の自殺のリスクを低減させるための取組

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
153	総合政策部	プロモーション推進課	広報・広聴に関する事務	市政に関する情報・生活情報の掲載と充実、市のホームページ／SNSによる情報発信、新聞各社／テレビでの情報伝達、インターネット動画の作成、広報紙等の編集・発行を実施します。	○		●
154	教育部	教育振興課	PTA連絡協議会指導者研修会	市PTA連絡協議会において、PTA本部役員を対象に、指導者としての見識を深めるため研修会を実施します。	○		
155	教育部	教育振興課	家庭教育学級	保護者が、家庭教育に関する研鑽を積み、自信を持って子育てができる資質と実践力を培うことを目的として、各小・中学校ごとに組織される学級で学びます。	○		
156	教育部	各小・中学校	性に関する指導推進事業	児童生徒等に、産婦人科などの専門医、助産師を講師として公立小・中・高等学校に派遣し、性に関する指導の充実を図ります。	○		

4 無職者・失業者（主に就労可能世代）

- (1) 失業者等に対する相談窓口等の充実
 (2) 職業的自立へ向けた若者への支援の充実

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
157	すこやか福祉部	福祉サービス課 生活支援課	生活困窮者自立支援事業（就労相談など）	自立相談支援事業、就労準備支援事業、住居確保給付金など、関係機関と連携し、無職者、失業者に対して相談早期段階から様々な個別的就労支援を行います。	○	○	
158	すこやか福祉部	生活支援課	就労支援プログラム	生活保護受給世帯員に対して、ハローワークと連携し、就労意欲から就職へつなげる事業として、就労支援員による定期面談を行い、就職のあっせんだけではなく、就労意欲増進、簡易なパソコン研修、面接試験練習などの支援を行います。	○		
159	こども未来部	こども・若者政策課	福岡若者サポートステーションとの連携	職業に就けず悩んでいる若者（15歳～49歳）を対象に、職業的自立など将来に向けた取組を行っている福岡若者サポートステーション（通称：福岡サポステ）を紹介しします。	○		

5 勤務・経営

- (1) 働きやすい職場づくり

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
160	総務財政部	人事マネジメント課	職員の健康管理事務	職員援助プログラム、ストレスチェック、健康相談、健診後の事後指導や、ラインケアによる病休に至らない予防対策等を実施し、職員の健康管理を行います。	○	○	
161	教育部	教育政策課	学校職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、職員50人以上の小・中学校では衛生委員会を設置するとともに、嘱託医を任命し、職員の健康管理を行います。また、50人未満の小・中学校については、健康管理医を任命し、職員の健康管理を行います。	○		
162	こども未来部	こども・若者政策課	子育て応援宣言企業の周知	男女がともに仕事と生活の調和が取れた暮らしを送るために、企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両立を支援するために取り組むことを宣言する「子育て応援宣言企業」の周知に努めます。	○		
163	市民生活部	人権男女共同参画課	働く人の人権問題に関する啓発・相談	様々なハラスメントや過重労働など職場や労働に関する人権問題についての啓発を行います。また、相談時には関係機関と連携して速やかな対応を行います。	○		●

- (2) 中小企業・小規模事業者支援

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
164	環境経済部	産業振興課	中小企業融資制度	大野城市商工会や信用保証協会、金融機関等と連携し、市内中小企業者の事業資金の円滑化を図るため、市の融資制度を設け、保証料の補助を行います。	○	○	

6 女性

(1) 妊産婦等への支援の充実

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
165	こども未来部	こども家庭センター	母子健康手帳交付事業（父子健康手帳交付含む）	健やかな妊娠と出産の支援及び子育てに対する不安の軽減を図るため、母子健康手帳の使い方や妊産婦・乳幼児に関する母子保健事業等を説明します。	○	○	
166	こども未来部	こども家庭センター	妊娠判定受診費用助成事業	低所得の妊婦の初回産科受診料の費用を助成することで、経済的負担の軽減を図るとともに、支援が必要な妊婦の早期把握と必要な相談支援を行います。	○	○	
167	こども未来部	こども家庭センター	母親教室（マタニティクラス）	妊娠・出産・育児に関する正確な情報及び妊婦同士の交流の場を提供する教室を開催します。	○		
168	こども未来部	こども家庭センター	両親教室（すくすく子育て教室）	妊婦及びパートナーを対象に、講義及び実技を含めた、妊娠・出産・子育てに関する教室を開催します。	○		
169	こども未来部	こども家庭センター	妊婦健康診査（多胎妊婦健康診査事業を含む）	妊婦の心身の健康保持、疾病や異常の早期発見と予防のため、妊婦健康診査受診券を交付し、妊婦健康診査を実施します。また、多胎児を妊娠した妊婦に対し、追加で5回を上限に基本健診に要する費用の助成を行います。	○		
170	こども未来部	こども家庭センター	妊産婦歯科健診	妊産婦及び生まれてくる子どもの健康管理と口腔衛生の向上を目的に、妊娠中に1回、産後1年未満に1回、歯科健診を実施します。	○		
171	こども未来部	こども家庭センター	出産・子育て応援金給付事業	保健師などが妊娠届出時、出産後、さらに希望者には妊娠8か月頃面談を行うことで、伴走型の相談支援を行うと同時に、妊娠届出時の面談後及び出産後の面談後に経済的支援を行います。	○	○	
172	こども未来部	こども家庭センター	こんにちは赤ちゃん訪問事業 妊産婦・新生児訪問指導事業	生後4か月未満の乳児がいる家庭をエンゼルサポーターや訪問助産師が訪問し、親子の心身の状況把握や子育て支援に関する情報提供を行います。	○	○	
173	こども未来部	こども家庭センター	産後ケア事業	生後1年未満の乳児及びその母親等を対象に、母親の身体的回復と心理的安定を促進するため、宿泊、通所、訪問により助産師等が育児指導や心身のケアなどを行います。	○	○	
174	すこやか福祉部	健康課	妊婦さんと新米ママの家庭料理&取り分け離乳食教室	取り分け食の調理実習や試食を含めた、離乳食に関する教室を開催します。	○		

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

No.	担当部局	担当課	事業名	事業概要	促進要因増進	阻害要因除去	テーマ活用
175	公益財団法人 大野城まどかびあ	大野城まどかびあ男女平等推進センター（アスカール）	各種相談	家庭や生活上の問題解決のための各種相談（総合相談、法律相談、おしごと相談、臨床心理士による相談）を実施します。		○	
176	市民生活部	人権男女共同参画課	関係機関・民間団体との連携	福岡県や近隣自治体、各種関係機関、民間の支援団体などと緊密に連携し、配偶者等からの暴力の相談及び被害者への支援を行います。		○	

大切な『あなた』のいのちを 支えたい
～第2期大野城市いのちを支える自殺対策計画～

令和6年2月発行

【発行元】福岡県大野城市健康課
福岡県大野城市瓦田4-2-1
電話 092-501-2222